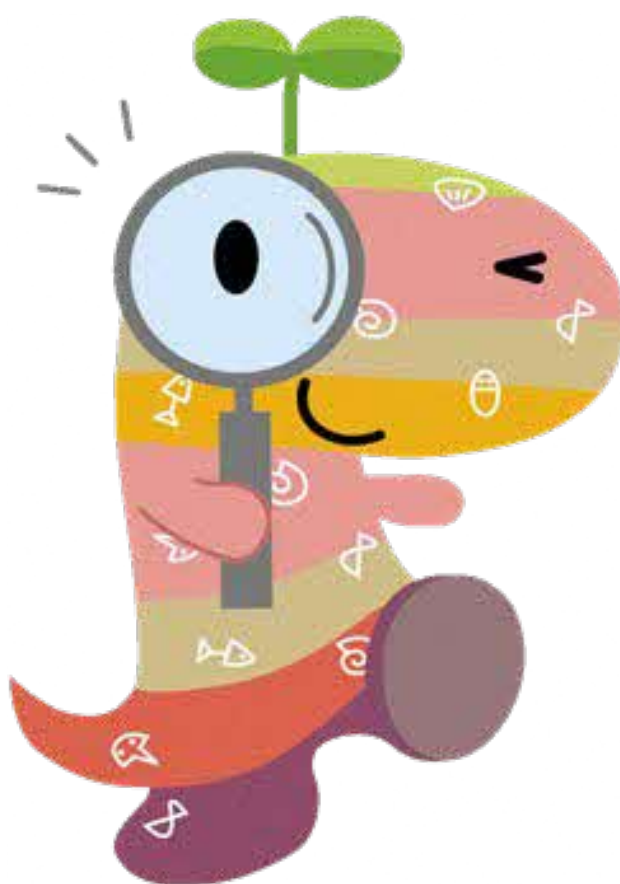


丹波市自治会活動手引書



丹波市マスコットキャラクター 「ちーたん」

【令和6年3月改訂版】
丹波市自治会長会・丹波市

活動手引書の改訂にあたって

自治会幹部の皆様には、地域住民の福祉の向上のためにそれぞれのお立場で活動を行って頂いております事に敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。

さて、手引書の初版が平成 26 年に発刊され 10 年が経ちます。その間、我が国においては、人口減少を伴った少子高齢化をはじめ、気候変動による地球規模の環境問題や大規模な自然災害の発生、新型コロナウイルスの蔓延により、社会情勢や自然環境が大きく変化してきました。私たちの暮らす丹波市においても高齢化による自治会役員の担い手不足や自治会員の減少といった状況の中、女性の自治会参画や地域における支えあい、災害に強い地域づくりなどの課題に取り組んでまいりました。

平成 24 年に施行された「自治基本条例」にあるように、行政や議会と住民との関係、いわゆる参画と協働のまちづくりがあります。そこに最も必要なのは、住民の主体性です。その中心になるのは自治会組織であり、自治会の元気が丹波市の元気に繋がっていくと言っても過言ではありません。丹波市の自治会においても、福祉や防災、地域のふれあいや絆、若者や女性の参画、農業や地域の活性化、地域の安全・安心など、多くの共通課題があります。複雑化、多様化する自治会の課題に対応するため、現代の課題に即した手引書となるよう検討委員会を立ち上げ、見直しを行いました。

この手引書は、自治会長をはじめ役員の皆様が充実した自治会運営が図れることを願い作成したものです。改訂にあたり自治会運営や活動の参考として活用いただき、少しでも皆様のお役にたてれば幸いです。

令和6年3月

丹波市自治会長会

会 長 大 野 亮 祐

【目次】

第1章 自治会の基本事項

1	自治会長の心構え	4
2	自治会とは	6
3	丹波市内の自治会状況	6
4	自治会の活動	7
5	自治会の運営 ～規約の整備・役員構成及び役割分担・ 会議（総会・役員会等）・事業計画と事業報告・予算と決算～	8
6	加入促進	12
7	自治会費	14
8	広報	15
9	役員等の引き継ぎ	17
10	自治公民館活動	17
11	防災活動	18
12	自治会の法人化（認可地縁団体）	20

第2章 これからのコミュニティ

1	丹波市自治基本条例	22
2	自治協議会や各種団体との関わり	31
3	行政との関わり	33
4	市等への選出委員	33
5	自治会支援	36
6	支えあい推進会議	39

第3章 持続可能な自治会活動を目指して

1	組織の見直し	40
2	話し合いの場づくり	41
3	自治会の実情を把握することから始めましょう	42
4	取り組みの事例紹介	46
5	これからの地域づくりに向けて	48

第4章 自治会の悩み Q&A

1	役員のなり手がいない	49
2	役員の任期は何年ぐらいがよいのか	50
3	自治会に入るメリットが無いので入りたくない	50
4	地域意識が希薄になってきている	51
5	総会や役員会など会議の出席者が少ない	51
6	若い人が関心を持ってくれません	51
7	個人情報保護について	52
8	自治会費を滞納する人がいます	52
9	自治会費と一緒に氏子会費や各種募金などを徴収されます	53
10	外国人の方も自治会に入ってもらったほうがいいのでしょうか	54
11	外国人の方とのコミュニケーションの取り方が分かりません	54
12	移住者との関わり方が分かりません	55
13	広報「たんば」は自治会に加入していない人は貰えないのですか	55
14	活動するうえでどのように感染症対策を図ればよいのでしょうか	55

第5章 参考資料編

1	自治会活動に使える様式	
(1)	規約例	56
(2)	事業計画書・事業報告書例	60
(3)	予算書・決算書例	63
(4)	書面表決での総会	65
2	加入促進（よくある質問と回答例）	68
3	自主防災活動（よくある質問と回答例）	70
4	役員等の引き継ぎ	73
5	防災行政無線を用いた自治会放送	77

第1章 自治会の基本事項

1 自治会長の心構え

自治会活動・運営の中心となるのは、やはり会を代表する自治会長です。それぞれの自治会が、活動を進める上で自治会長の役割は大変重要になってきます。そのような状況の中で、留意すべき事項として以下のことが考えられます。

幅広い会員参加への工夫

自治会活動には、その区域に住む人たちの総意が常に反映されなければなりません。そのために自治会長は、活動の企画段階から役員だけでなく、女性や若者、高齢者など多様な主体の意見を取り入れるための様々な工夫や情報提供が求められます。

自由でのびのびとした雰囲気づくり

自治会活動・運営を進める上では、何よりも民主性が要求されます。会員の一人ひとりが十分話し合い、お互いが個性を認め合い、理解し合って活動を進められるような場の設定や雰囲気づくりに心掛ける必要があります。例えば、頭ごなしに意見を否定したり決めつけたりすることは、周囲の人を委縮させ、風通しの悪い自治会になってしまいます。誰もが参加しやすい・発言しやすい、風通しのよい自治会、住みやすい地域をめざして、一人ひとりが優しい心を持って生活できる雰囲気をつくっていきましょう。

個性を活かした役割分担

活動を進める上で、固定的役割分担意識にとらわれることなく、会員一人ひとりの個性が生かされるよう役割分担への配慮が必要です。同じ人ばかりが役を担うのではなく、女性や若い人などにも参画してもらい、楽しく活動していきましょう。

プライバシーへの配慮

住民生活に密着した活動を行っている自治会は、住民のプライバシーを知り得る機会が多いといえます。一方、自治会への参加の大きな阻害要因は「プライバシーの侵害感」と言われています。プライバシーへの配慮は、その区域における住民同士の関係を良好にし、自治会への信頼感を高めることになります。少なくとも、知り得た情報を目的外に使用しないことや吹聴しないと

いった配慮が必要です。

情報提供と後継者づくり

自治会活動は、幅広い分野にわたっており、自治会長はいろいろな研修会や会議に参加して情報を収集し、これらの情報を役員や会員に提供していくことも大切な役割です。勉強会や定期的な情報交換の場を設けるなどすれば、結果的に後継者育成にもつながるでしょう。

また、自治会長のなり手が少なくなり、自営業やお勤めをされている方が自治会長になられるケースも増えています。自治会長一人で全てを担うのは不可能です。副自治会長や役員（委員等の役員）と無理のない範囲で役割分担をし、自治会長に負担が集中しない体制づくりを検討することも必要です。

各種団体との連携

自治会内においては、それぞれの目的を持った団体（例えば、女性や若者が主体となった組織、農業従事者で構成された組織、民生委員など）があります。そういった団体のサポートを受けるためには、良好な関係を構築することが必要です。

2 自治会とは

自治会とは、身近な範囲における住民同士の自由な意思によって結成され運営される任意の団体です。安全・安心な地域、また、住み良い環境の整備等について、同じ地域で暮らす人同士、助け合って暮らしていくといった共助の精神を地域の人々の中で盛り上げ、住み良い地域を築いていく大切な役割を担っています。

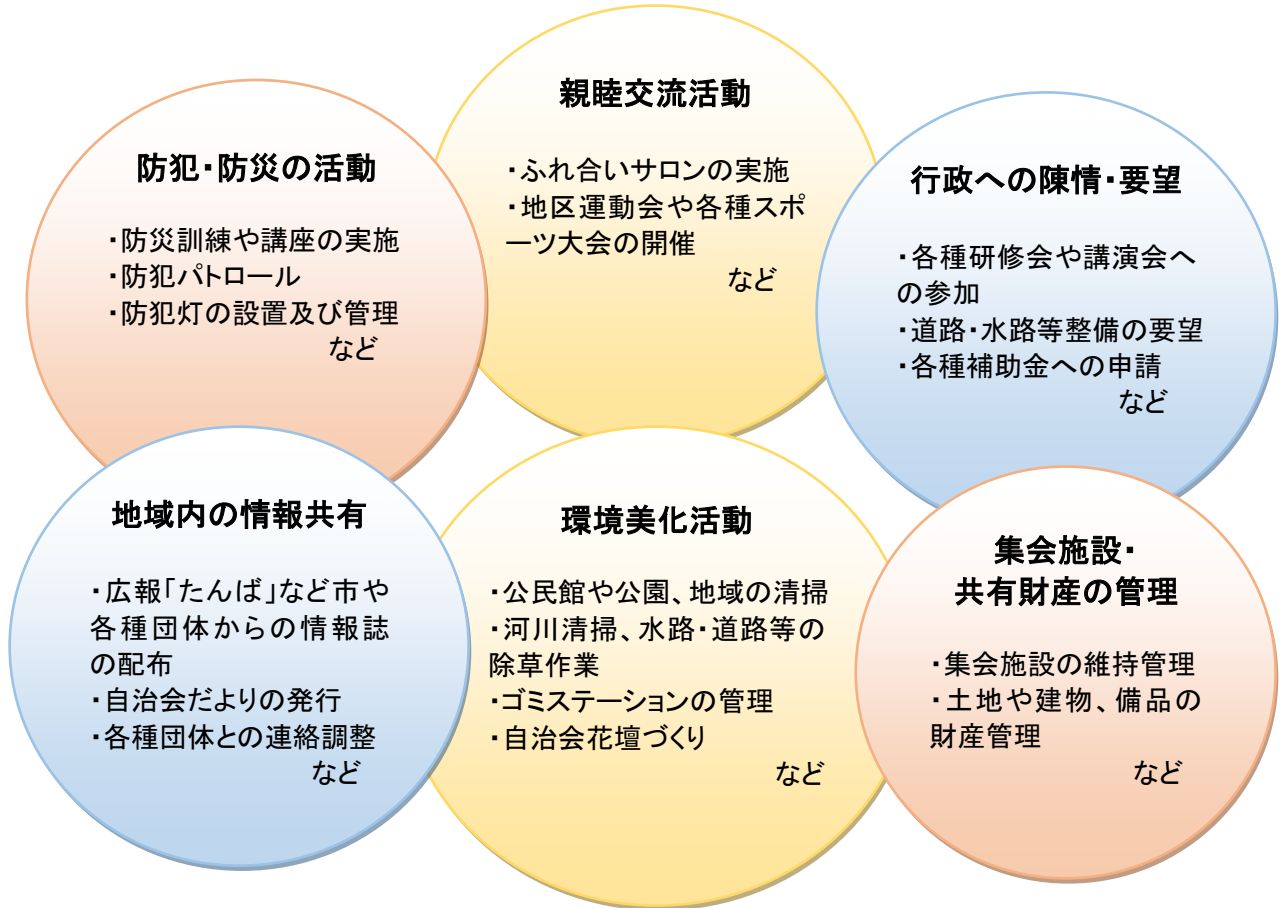
3 丹波市内の自治会状況

地域コミュニティ活動において、基本となる住民組織として市内に298の自治会があります。地域ごとの自治会数等については、次のとおりです。

地域	地区（小学校区）	自治会数
柏原地域	柏原	17自治会
	新井	9自治会
氷上地域	中央	20自治会
	生郷	11自治会
	葛野	11自治会
	沼貫	9自治会
	幸世	18自治会
青垣地域	佐治	22自治会
	芦田	5自治会
	神楽	7自治会
	遠阪	13自治会
春日地域	黒井	19自治会
	春日部	6自治会
	大路	8自治会
	国領	4自治会
	船城	11自治会
山南地域	上久下	8自治会
	久下	24自治会
	小川	7自治会
	和田	17自治会
市島地域	竹田	17自治会
	前山	12自治会
	吉見	6自治会
	鴨庄	8自治会
	美和	9自治会

4 自治会の活動

自治会では、主に次のような活動が行われています。



様々な活動が行われていますが、自治会によっては規模や範囲が小さく、これらの機能をすべて持つことが困難なことから、それを補完するため他自治会や自治協議会と連携し、地域全体で活動している自治会もあります。

5 自治会の運営

自分たちが暮らす地域を安全で安心な住みよいまちにするためには、会員全体で決まり（規約）を守るという約束事が発生します。それについての決定機関を置くことになり、その組織としての役員を選出して運営することになります。

規約の整備

規約の整備は、自治会における自主的なルールとしての意味を持っています。規約を中心とした活動は、民主的な活動の運営に欠かせないものであり、住民の権利と義務を明確にすることは様々な活動への参加や主体的な活動の保証につながります。そのため、規約は大多数の会員の納得のいく内容が定められていることが基本です。自治会の組織や役員・予算・事業等は規約に基づいて形づくられ、活動へとつながっていくことになります。

なお、規約については、少子・高齢化など構成員の変化や住民の流動など自治会の実情に対応して、たえず見直しを行い、時代のニーズや地域のニーズ、世帯規模や地域課題に応じて組織内容を考えて専門委員会を置くなど、それぞれの自治会にあったものに工夫することが必要です。

役員構成及び役割分担

秩序を保ちながら自治会を運営していくためには、自治会長をはじめとして役員の役割を明確にすることが大切です。役員は総会の決定事項に基づき、日常的には会員の意見を聴き、また情報を伝達しながら自治会の目的を実現させるために存在し、自治会を円滑に運営する上で重要な役割を担います。自治会の規模や大小によって、役員の人数や構成は変わってくると考えられます。

役員の選出については、選挙・推薦・抽選・輪番制など、いろいろな方法がありますが、小さな子どもや介護を要する家族を抱える世帯や、高齢者だけの世帯等については配慮することが大切です。

また、一人ひとりが尊重される地域社会の実現に向け、男性だけでなく、女性も一緒に役を担うことのできる自治会組織を目指しましょう。

役員の任期については、会計年度にこだわらず、例えば2年とした場合、1年ごとに半分ずつ役員が交代するなど、活動事業等に継続性が保てるような体

制づくりを工夫することにも必要になってきます。

役員構成と役割は、一般的に次のようなものが考えられます。

自治会長
自治会を自主的、民主的に運営し、その組織をまとめる最高責任者。対外的には会の意思を伝える代表者としての役割がある。 なお、円滑な自治会運営のため、自治会長退任後は相談役などを、また、就任前には副自治会長などを担当して経験を積むといった手法を取っている自治会もある。
副自治会長
自治会長を補佐する。時には自治会長の役割を代行する。最近では、自治会長の負担軽減のため複数の副自治会長を置き、それぞれの分野ごとに権限と責任を分担している自治会もある。
会 計
現金の出納や会計書類の整備、備品の管理を行う。
書 記(庶務)
会議の準備、記録、連絡等の庶務を担当する。
専門委員(顧問)
自治会は、身近な地域課題や住民要望に対応し、効率的な運営をしていくために、また地域の人材を効果的に活かした地域づくりのために専門委員を設置する場合がある。 最近では、活動内容も多岐に渡り、自治会長一人にかかる負担が大きくなり、その結果、自治会長を引き受けてくれる方がなかなか見つからないといった声もある。そのため、それぞれの自治会の規模や地域課題、会員のニーズなどを基に、活動や事業ごとに責任・役割分担をして、専門委員ごとに権限を任せていくことも有効な方法である。
監 事
会計事務が適切に処理されているかどうか、支出が適切であるかどうかを会計帳簿・領収書等の帳票類や預金通帳・決算書を基にチェックし、総会に報告する。役割内容の性質上、監事は他の役員を兼務しないほうが望ましい。
組 長
自治会や行政等からのきめ細かい情報伝達や自治会よりも小さい隣近所での課題やニーズを吸い上げていく役割を担うために組を組織するところもある。住民にとって最も身近な活動単位として重要な役割を担う

会議（総会・役員会等）

自治会が民主的な組織として運営されるために、会員の合意形成の場として総会や総会の議決にしたがって会を運営していくための役員会や組長会、専門委員会などが開催されます。

総 会
自治会としての意思決定を行う最も重要な位置を占め、通常総会と臨時総会がある。通常総会は、一年間のまとめと新年度事業や予算について、きちんと意見交換し決定できるよう運営することが大切である。臨時総会は、緊急に解決すべき課題が発生した際など、必要に応じて召集する。召集方法については、規約に定めておくことが必要。開催の方法については、自治会員が一堂に集まることなく、書面表決によって議決を採る方法もある。 【参照：第5章】参考資料編（P65）
役員会
総会の議決にしたがって、会を実際に運営していくための会議。役員会への出席役員は、あらかじめ規則で定めておくことが必要。役員の中でも監事は、会の活動について分析、評価する任務を主とすることから、一般的には役員会の構成員には含まない。
その他
情報（経過報告等）の伝達や各種事業実施のための委員会（交通安全委員会、公民館建設委員会など）を設置している自治会もある。

事業計画と事業報告

年間の事業計画を作成することによって、自治会活動内容を俯瞰的に確認することができます。また、事業報告書を作成することによって、年間の事業量や活動内容の見直し等に利用できます。

基本的には、無理のない範囲で活動を行うことが大切ですので、取り組みに優先順位を付けて、年度ごとに重点目標（スローガン）を決めて取り組み、会員への活動内容がイメージしやすいでしょう。

さらに、自治会活動の中には、一年間では達成できないものや中長期にわたる内容のものもあることでしょう。そのため、年間の事業計画等とは別に中長期の計画を作成することによって、会員相互の共通認識を図り、スムーズな役員交代等の引き継ぎも可能となるでしょう。

第5章（P60）に事業計画書・事業報告書の参考例を掲載しておりますので、参考にしてください。

予算と決算

自治会は、みんなの大切なお金を預かって運営しています。自治会活動を裏付けるものとして予算があり、また、その結果報告が決算です。決算は事業の成果として、いくらかかってどれだけの効果があったから、次年度はどうしようという重要な資料でもあります。

このような目的を持つ予算書・決算書は誰が見てもすぐ分かるように、しかも正確に作成する必要があります。

予算を編成する場合、原則的には一つの会計のみが望ましいですが、多額の費用を要するもの（公民館建設等）や神社経費等に充てる宗教関係費などは特別会計とすることが望ましいでしょう。

特に宗教関係費は、信教の自由と深く関わってくるため、その徴収方法や会計区分などについて自治会の中でよく話し合い、共通認識を図っておく必要があるでしょう。

また、各種募金についても会費から一括して拠出する場合は、会員すべての同意を得た上で行うようにしましょう。

特に会員の変更がある場合は、同意を得た上で会費から拠出するようにしないと、後々のトラブルの原因になる可能性もあるので注意が必要です。

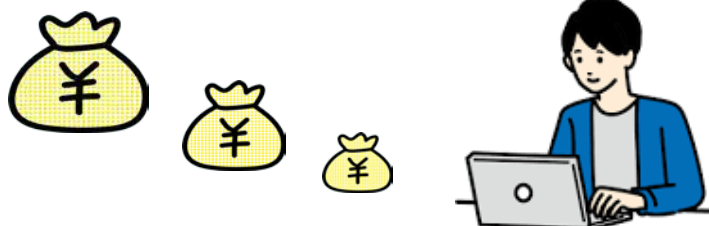
第5章（P63）に予算書・決算書の参考例を掲載しておりますので、参考にしてください。

会計アプリWEB版について

最近では、無料で使えるクラウド会計ソフトを配布されているところもあります。パソコンやタブレットで会計報告に必要な書類が作成できます。

（例）ちまたの会計～小さな団体のクラウド会計ソフト～

<https://www.timakai.com/>



6 加入促進

加入促進のために

自治会は、任意団体（権利能力なき社団）であるため、区域住民に加入を強制することはできません。しかし、自治会に加入していれば区域内の情報や行政からの情報提供により、防災、子育て、高齢者支援、防犯・交通安全の確保など、地域における諸課題等への対応も容易になります。

自治会活動は、会員の相互理解が不可欠ですので、未加入世帯や新しく区域内に住まれることとなった人に対しては、積極的に活動内容などの情報提供をすることも必要です。

特に、自治会が実施している活動を詳しく説明し（ゴミステーションや防犯灯の管理、河川やグラウンドなどの環境美化活動など共益的な部分を理解してもらう）加入してもらうことが大切です。

また、未加入者の中にはマンション等の賃貸物件に住まれている方や外国人、高齢者世帯といった様々な立場の人がいます。

後段の自治会費の項目（P14）でも明記しているように、その立場に応じた形で無理なく自治会と付き合っていけるような制度（例えば、会費や役職の軽減といった「賛助会員制度」、「準会員制度」など）を考え、誰でも加入しやすい環境を整えることも一つの手法です。

加入呼びかけの進め方

自治会に加入してもらうには、的確な加入呼びかけをすることが目的達成への近道です。新規転入者や未加入世帯への訪問なども効果的です。

【呼びかけ（訪問）前に】

① 未加入世帯の把握、調査

- ・住宅地図などを参考に未加入世帯の確認

⇒アパート・マンションの場合は、オーナーや管理人の協力を得て、正確な実態把握に努めましょう。

② 役員の共通認識、自治会の役割の再確認

- ・呼びかけの熱意や誠意を育みましょう。
- ・加入のメリットは？などの想定される質問に答えられるようにしましょう。

（よくある質問と回答例は第5章（P68）に掲載。）

③ 訪問時の説明資料を用意

- ・あいさつ状（新規転入者向け）
- ・加入の案内状等、ポイントを押さえた簡潔な文書にしましょう。
- ・自治会総会資料を用意（規約、事業計画、予算、役員名簿等）
⇒総会資料は難しいという印象を持たれるので、できるだけ分かりやすい説明をすることを心掛けましょう。
- ・外国人の方は、日本語を理解することが難しい場合があります。案内状などの文章や話し言葉に、「やさしい日本語」を使いましょう。（P15参照）

【呼びかけ（訪問）の際に】

① 訪問人数 2～3名

② 訪問時期

- ・新規転入者には⇒居住開始後、間を置かずに訪問
- ・既居住者には⇒祭りなどのイベント等の開催に合わせて訪問

③ 訪問の時間帯

- ・相手の対応可能な時間帯を考慮（夜はなるべく訪問しない。）

④ 訪問

- ・初回訪問時⇒5分程度の簡単な説明にとどめる。
- ・2回目訪問時⇒おおむね1週間後。初回の訪問で加入を拒否された場合にも、訪問者を替えるなど工夫をして訪問する。

よくある質問と回答例

加入の呼びかけで訪問すると、逆に相手に質問されることがあります。中には鋭い質問で、答えに詰まってしまうことがあるかもしれません。

第5章（P68）で、よくある質問と回答例をいくつか参考に掲載しましたので、はっきりと回答し、説得できるようにしておきましょう。

なお、回答例は地域の実情等に合わせて、アレンジしながらご使用ください。

加入後も、その方が地域に早く溶けこむことができるように、何か不安に思われていることがないかどうか、時々声をかけてみてはどうでしょうか。

7 自治会費

自治会費は、全国的にも自治会によって金額が様々です。自治会費を徴収していないところもあれば、年間で数百円のところもあります。その一方で、年間で数万円のところもあります。

さらに、新規会員には自治会加入金を徴収している自治会もあります。

また、自治会内にある事業所や企業に対して会費を徴収しているところもありますし、空き地や空き家の適正な管理を目的として管理負担金を徴収しているところもあります。

お金に関することですので、一人暮らしの高齢者世帯や新規加入者、単身世帯等、それぞれの立場に応じて金額の減額措置を行っている自治会もあります。それぞれの立場に応じた形で無理なく自治会と付き合っていけるような制度（例えば、会費や役職の軽減といった「賛助会員制度」、「準会員制度」など）を整えることも一つの手法です。

自治会として活動・運営をしていく中で必要な会費を頂くわけですので、総会等で、なぜこの金額が必要なのか等の理由をしっかりと説明して会員の理解を得ることが必要でしょう。

なお、特に自治会費に関する問題では、「自治会費等請求事件」最高裁平成17年4月26日判決/第1742号において、下記の結論が出されています。

- ① 自治会退会を無条件に一方的に認める。
- ② 自治会費の退会後の支払いは不要。
- ③ 共益費は退会後も支払うこと。

この判決のポイントは、自治組織からの脱退の自由を認める判決で、全国の自治会活動で汗をかいている人たちには大変厳しいものに見えますが、その先に見えてくるものもあるように思います。

- ① 自治会の加入・非加入を問わず、その地域に居住する限り、共同の利害（共益）のための負担金を免れることができない。
 - ② 自治会からの脱退は、生活者としての権利の主張のようにみえて、実はその放棄でしかない。
 - ③ 退会の自由は認められたが、その地域から退去しない限り共益的費用の負担の義務を追う。また退会は、実際には自治会の持っていた共同の事業についての発言権を放棄することではない。
- 退会しても他人が負担する便益をそのまま利用できるということになれば、

それは「タダ乗り」を認めることであって、公平の原理に反します。その根底には、「地域の共同生活に基盤を置いた住民の共同体であること」を想起させたところにこの裁判の意義があったのではないのでしょうか。自治会とは、それだけ重みのある組織であり、それだけに、その運営や活動については慎重な配慮が必要であると思います。

8 広報

広報の必要性

広報紙、回覧板、ホームページ、防災行政無線放送などを利用して、自治会の行事予定や活動状況を会員に広くお知らせすることは、区内の一体感を高めるためには大変重要なことです。広報の目的は、自治会活動の活性化と推進であり、役割としては、知らせる（報道）、会員に考えさせ意識を高める（啓発）、後日のために書き残しておく（記録）といった役割があります。

こうした広報物を目にすることで、「自治会って頑張っているんだな～」、「払っている会費はこんな風に使われているんだ～」と興味を持ってもらえるきっかけにもなります。

誰にでもわかりやすい情報の発信

広報を受け取る方の中には、外国人の方など、あまり日本語が得意ではない方もいるかもしれません。伝えたい情報は、誰にでもわかりやすいようにすることが大切ですので、「やさしい日本語」を使いましょう。

「やさしい日本語」は、難しい言葉や表現を言い換えた、簡単で分かりやすい日本語のことです。例えば、「土足厳禁」は「靴（くつ）を脱（ぬ）いでください」と言い換えることができます。

上手く活用することで、外国人だけでなく、子どもや高齢者、障がいのある人など、様々な方に分かりやすく伝えることができます。

「やさしい日本語」についての詳しい内容は、市のホームページをご覧ください。

市のホームページ：



広報の種類

広報紙（全戸配布） 全員に確実に情報を伝えたい場合に適しています。また、各自が保存することができますので、重要な事項のお知らせは広報紙が望ましいでしょう。	ホームページ、SNS カラー写真などを盛り込んで視覚的に伝えやすいうえに、発信する側は情報を随時更新できますし、受ける側も随時情報を入手できるという利点があります。 また、あらかじめ登録した人にメールで情報を発信する「メールマガジン」という手法もあります。更新頻度を月2回にするなどの配慮をすることで、情報が埋もれないようにすることもポイントです。 その反面、パソコンなどを使わない人、そのページを見ようと思わない人には情報が一切伝わらないという欠点がありますので、紙媒体の広報手段と併用することが望ましいでしょう。 写真などを掲載する場合は、本人に掲載してもよいか確認しましょう。 これらのツールは自治会員のみならず不特定多数の人が閲覧することがあります。個人が特定されることのないように配慮しましょう。 
回覧チラシ 広報紙より安価で手軽にできる反面、回覧が終わるまでに時間がかかります。緊急のお知らせには不向きですが、啓発や報告には適しています。	
掲示板 ある一定期間、連絡や告知の目的で広く住民に周知する場合に適しています。	
電子メール、LINE 素早く連絡を取りたい場合に適しています。画像やデータの共有が簡単に行うことができます。例えば、自治会役員のLINEグループを作成し、会議の日程調整などを行っている自治会もあります。使い方不安のある方へのフォローや、紙媒体との併用を行うことで、良好なコミュニケーションをとることができると思います。 これらのツールは個人情報保護の観点から、特定した利用の範囲内で利用することが求められます。あらかじめ利用目的を特定し、会員に伝えましょう。	防災行政無線放送 各戸に設置されている戸別受信機を通じてイベント情報やお知らせなどの情報伝達ができます。即時性に優れており、緊急な情報発信に適しています。

広報の内容

地域への関心を高める記事 年間の事業計画や報告、総会・役員会等の報告、会計報告、行事や人物紹介、各種団体紹介、専門委員会の活動報告など
事業への参加の呼びかけや連絡事項 祭り、運動会、日役、防火活動などの行事への参加の呼びかけ、道路工事等の連絡など
啓発記事 飼い犬の糞やごみの出し方のマナーなど住民の協力で自治会がよくなるものに関する啓発記事
企画記事 テーマを決めて、様々な角度から掘り下げ、会員に話題を提供したり、新しい提案をする
意見記事 活動方針や企画事項に関する自治会長や役員、会員などのあいさつや思いなど

9 役員等の引き継ぎ

各自治会の活動は、自治会によって大きく異なり、引き継ぎ方もデータ化にしたり、文書にしたり様々です。引き継ぎ事項を共有することで自治会活動が可視化され、役員の方が悩まず活動を行うことができるので、会員同士の信頼関係の向上にもつながります。自治会活動を円滑にするためにお役立てください。

【参照：第5章】参考資料編（P73）

10 自治公民館活動

自治公民館の役割

自治公民館は、そこに住む地域住民を対象に、人づくり・つながりづくり・地域づくりを目的とした事業を行い、住民ひとりひとりの生涯学習を推進する拠点施設です。

また、課題解決に取り組む自治会と協働し、活力と潤いのある地域社会の実現に大きな役割を果たす場でもあります。

丹波市では、次に掲げる自治公民館活動事業を実施する事業に対して補助金を交付していますのでご活用ください。

- **人権意識を高める学習活動**

住民人権学習等、住民の人権意識を高める学習活動事業

- **地域コミュニティ形成のための事業**

世代間交流事業や文化祭、スポーツ活動など住民同士の親睦を図り、相互理解を深めるための事業や防災訓練、地域福祉活動など地域課題の解決を図る事業

問合せ先：市民活動課（TEL82-0409）

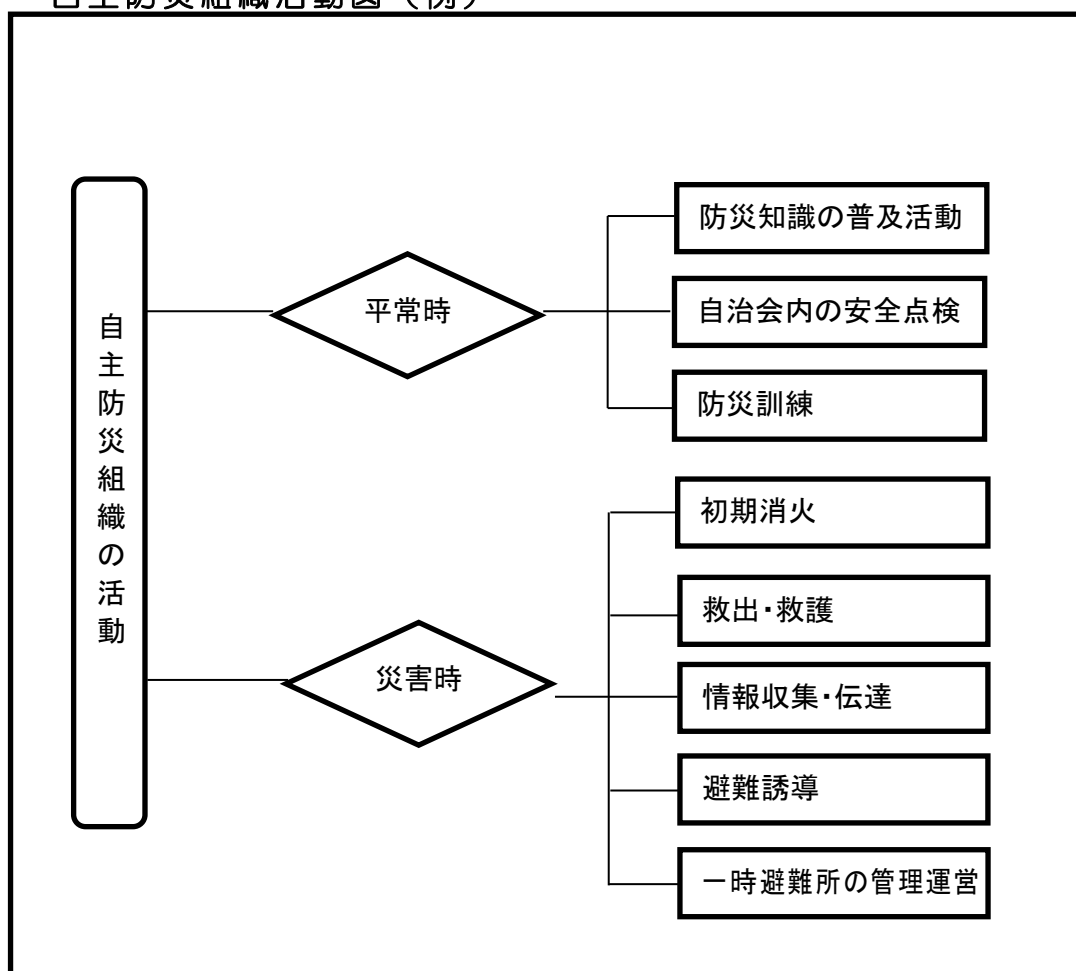
1 1 防災活動

自主防災組織とは

自主防災組織とは、「自分たちのまちは自分たちで守る」という住民の自衛意識と連帯感に基づいて、自発的に結成される組織です。

自治会などを母体に地域で組織され、平常時は防災訓練や防災知識の普及活動などを行い、災害時には地域で中心となって防災活動を行います。

自主防災組織活動図（例）



自主防災組織の必要性

災害が発生した場合、市や消防機関等は、全力をあげて救出活動を行います。しかし、大規模災害により、建物の倒壊、電話や交通網の寸断、火災など各地で同時に被害が発生した場合は、活動が制限され、災害対応能力が大きく低下することが考えられます。そのことは、過去の災害経験からも実証されていま

す。

このような状況では、地域住民による防災活動に頼らざるを得ません。災害時は個人における活動には限界があり、危険を伴います。地域でお互いに協力し、消火活動や救出・救護活動に組織的に取り組むことで、何よりも大切な人命の救助に、より大きな効果が発揮されるのです。

平成26年丹波市豪雨災害では、自主防災組織や消防団が互いに協力し避難所への避難誘導などを行ったことで被害を最小限に抑えることができました。

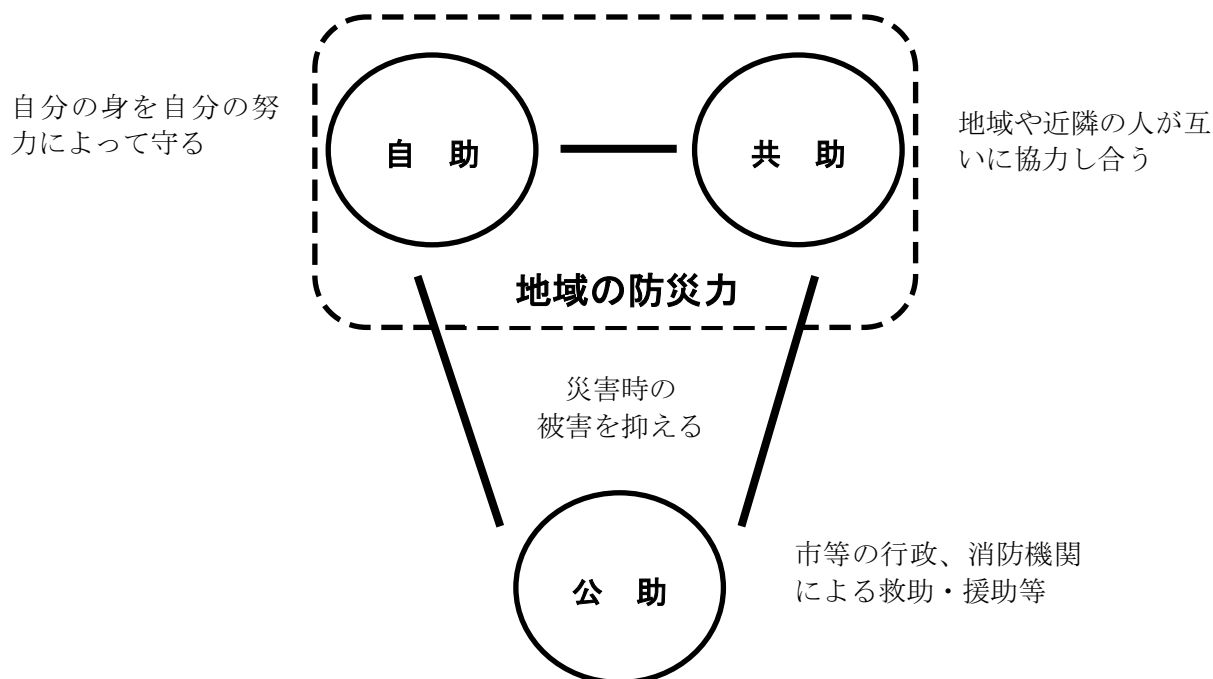
助け合いの輪 ―自助・共助・公助の連携―

災害はいつ起こるかわかりません。いざというとき、第一に自分や家族を守るのが自助です。

しかし、自分ひとりの力で対応できなくなったとき、頼りにできるのは、地域の人々による助け合い（共助）です。地域には高齢者、妊婦、乳幼児、障がい者、外国人など、災害時に弱い立場に立たざるを得ない人もいます。この人たちへの支援や協力には、地域住民による支えが必要不可欠です。

また、行政機関は少しでも早く、全力で各地の応急対策活動にあたるよう努めます（公助）。

災害時の被害を最小限に抑え、状況の安定、復旧に向かうには、自助・共助・公助がそれぞれ機能し、互いに連携することが必要です。



1 2 自治会の法人化（認可地縁団体）

自治会等で不動産を所有する場合、従来は団体名義で登記できなかったため、自治会の役員等の共有名義あるいは個人名義で登記するしか方法がありませんでした（注1）。

ところが、これらの名義人に転居や相続等の問題が発生すると、財産上のトラブルや手続きの上で大きな負担となることがありました。

こうした問題に対応するため、地方自治法が改正され、法人格を取得した自治会等は、所有する不動産等を団体名義で登記ができるようになりました。

この制度を利用すれば、不動産等の権利関係の不安が解消され、安定した自治会等の運営ができることになります。

（注1） 現在においても個人名義で登記が残っており、その個人名義人に相続が発生した場合には、相続登記の対象にはなりませんので、注意が必要となります。

地縁による団体とは

地縁による団体とは、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第260条の2第1項）と定義されています。つまり、自治会・町内会といったその地域に住んでいる人が、誰でも構成員となれる団体のことです。自治会・町内会は原則として「地縁による団体」と考えられます。地縁団体における構成員は個人として考えられていることから、表決権については世帯単位ではなく、会員が各々ひとつの表決権を有することとなります。ただし、従来の自治会等において、世帯単位で表決権を持つ運営が行われてきたことから、団体の解散や財産の処分などの重要事項を除き世帯単位での表決が認められています。表決権を含め、その運用については規約に定められていることが望ましいでしょう。

認可申請のお手続きや告示事項変更届等については総務課へお問合せください。

問合せ先：総務課（TEL82-1002）

相続登記の義務化について

令和6年4月1日以降は、所有者不明土地の発生防止のため、相続により（遺言による場合を含む）不動産を取得した相続人は、所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。正当な理由がないにもかかわらず申請をしなかった場合は、過料が科されることがあります。

相続人の間で遺産分割の話がまとまらない場合は、「相続人申告登記」の手続きを法務局でとることで、申告義務を果たしたものとみなすことができます。また、この相続人申告登記は、相続人が複数存在する場合でも、特定の相続人が単独で申出することが可能です。詳しくは、法務省 HP 又は、柏原支局（TEL72-0176）までお問合せください。



第2章 これからのコミュニティ

1 丹波市自治基本条例

平成24年4月1日に丹波市自治基本条例が施行されました。

この丹波市自治基本条例では、「どんなまちで暮らしていきたいのか」、「そのために、どのようなまちをつくりたいのか」といった「これからのまちづくりのあり方」についての内容が明記されています。

この条例の中で謳っている市民が市政に参画する権利と責務、補完性の原則に沿った住民自治の役割、参画と協働のまちづくりの進め方など今後の自治会活動や運営において、大変重要な項目が明記されています。

丹波市では、ひとりでも多くの市民の方に、この自治基本条例を知ってもらい、内容を理解してもらい、さらには条例を活用してもらえるように周知に努めています。

また、丹波市のホームページ（<http://www.city.tamba.lg.jp>）でも条例本文や概要版並びに解説書等を掲載しておりますので、ご確認ください。

以下に丹波市自治基本条例の第5章（解説編）を掲載しておりますので、参考にしてください。

丹波市自治基本条例 第5章抜粋

第5章 住民自治

第5章は、住民自治の定義・原則、住民自治組織、コミュニティ（自治会）について定めています。

（住民自治のあり方・定義）

第10条 住民自治とは、共同体意識を持てる一定の地域において、市民が地域課題を解決し、よりよいまちをつくろうとする自主的かつ主体的な活動をいいます。

2 住民自治の主体は、自治会をはじめ、ボランティア・市民団体、NPO、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者及びそれらで構成される住民自治組織であり、まちづくりに積極的に参加する個人も含まれるものとし、以下これらを「多様な主体」といいます。

第10条は、住民自治のあり方を包括的に定義しています。自治協議会、自治会（コミュニティ）については、第12条以降に示しています。

住民自治とは、憲法92条に「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。」とあるとおり、自治の本旨の両輪すなわち団体自治（地方公共団体の運営）と住民自治の一方であると言われています。

住民自治には、次の3つの類型があります。

- 1) 主権者である住民（市民）が、法定の権利（選挙、直接請求等）や参加・参画の仕組み、機会を通して地方政府である市（市議会及び市長等）を統制することをいいます。
- 2) 地域住民が、共助の精神のもと自主的に地域（小学校区、近隣等）の運営を担うという住民どうしの自己統治をいいます。
- 3) 地域の公共的課題に対して、市民（住民）が自発的に団体をつくり、対処の取り組みを行うというような、ボランタリーな活動（市民公益活動、NPOの活動）をいいます

ここでは、上記2)に該当するものを「住民自治」といっています。

住民自治は、住民が同じ地域に住んでいる仲間どうしといった共同体意識を持てるような、あまり広すぎない一定の範囲（集落、小学校区等）において、住民（市民）が地域課題（高齢者福祉、地域の安全・防災、自然環境の保全、地域の美化等）を解決するために取り組んだり、地域のビジョンを実現しようとする自主的、主体的な活動（まちづくり活動、地域づくり活動）をいいます

第2項は、住民自治の主体について定義しています。住民自治を担うのは地

域の多様な団体です。たとえば、自治会やボランティア・市民活動団体、NPO、社会福祉協議会、まちづくり団体、老人クラブ、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者等、そして、それらで構成される住民自治組織（自治協議会）です。また、まちづくりに積極的に参加する個人も自治の担い手として重要です。これらの団体、個人を「多様な主体」と呼びます。

（住民自治の原則）

第11条 住民自治活動は、多様な主体が参画し、それぞれの特性を理解し、及び協働して豊かな地域社会実現に取り組むよう努めるものとします。

2 市民は、住民自治活動の重要性を認識し、尊重し、及び参加するよう努めるものとします。

3 市長は、自主的な住民自治活動の役割を認識し、公共の担い手として尊重するとともに、その活動に対して技術的支援、財政的支援その他必要な措置を講じなければなりません。

第11条は、住民自治を進めて行く際の原則について定めています。

地域には、多様な市民団体、地域団体、個人等（多様な主体）が活動をしています。住民自治活動も、それらの多様な主体が参画することが望ましく、互いに協力、連携、協働して、地域課題の解決や豊かな地域社会実現に取り組むように努めることが期待されています。

第2項では、一般の市民（住民）に対しても、住民による自主的な自治活動の重要性を認識して、それを尊重し、なるべく参加することが望ましいと言っています。

第3項は、そのような地域での自治活動は、地域社会を支えていくだけでなく、新しい公共の担い手として育ち、市全体の公共領域の担い手ともなって行き、将来的には市民主導、行政支援型のまちづくりを実現することにつながっていくことが予想されます。たとえば、地域の公共施設の指定管理者に地域団体になったり、行政の行う公共サービスをNPOが受託したりするなどです。

このように住民自治の活発化は、市にとっても大きなメリットがあり、そうしたことを市は認識し、公共の担い手として尊重することはもとより、まだ発展期にある住民自治活動に対して、技術的支援、財政的支援その他必要な措置（補助金、地域づくり支援者、まちづくり指導員等によるアドバイス他）を講じることとしています。

ただし、この場合も地域の自発性、主体性を尊重すべきで、地域を指揮監督するようなことがあってはなりません。支援も「協働」と考えられ、「協働の原則」（『参画と協働の指針』参照）に従って進める必要があります。

なお、住民自治は補完性の原則に則って進められていきます。つまり、地域課題はまず近隣住民で、そして地域住民で話し合って解決に取り組み、地域だけでは解決できない場合はより広域の支所、全市単位で地域の取り組みを補完していくという流れです。地域課題解決への取り組みにあたっては、地域住民が核とならなければなりません。

(住民自治組織)

第12条 市民は、地域が目指す将来像を自ら描き、その実現に向け主体的に取り組むために、概ね小学校区を単位とする地域内において、多様な主体で構成される住民自治組織（以下「自治協議会」といいます。）を設置することができます。

2 一つの地域では一つの自治協議会のみを設置することができます。

3 自治協議会は、当該地域のすべての住民及び自治会その他の団体を構成員とします。

4 自治協議会は、透明で民主的な運営を行わなければなりません。また、そのための規約及び組織を構成しなければなりません。

5 自治協議会は、自らが取り組む活動方針、内容等を定めた地域づくり計画の策定に努めるものとします。

6 自治協議会は、自らの活動に責任を持って主体的に住民自治を推進し、豊かな地域社会の実現に取り組むものとします。

7 市民は、地域社会の一員として自主的かつ主体的に自治協議会に参加し、相互の交流を深めながら地域課題の解決に向けて協働するよう努めるものとします。

8 自治協議会に関する必要な事項は、別に条例で定めます。

第12条は、小学校区単位の自治組織である「地域自治協議会」について定めています。

少子高齢化が進む中で、安全、安心な豊かで住み良い地域をつくっていくためには、身近な課題はできるだけ市民に近いところで主体的に解決し、地域の特性や個性を生かした地域づくりに取り組むという補完性の原則に則った地域づくりを進めていく必要があります。

また、地域が将来どのような暮らし方をしたいか、そのためにどのようなまちをつくっていききたいかという地域が目指す将来像を住民自ら描き、その実現に向けた計画（地域づくり計画、地域まちづくり計画）を策定して、その実現に主体的に取り組むためにも、地域を包括した住民自治組織を形成することが必要となります。この住民自治組織を「〇〇地域自治協議会」と呼びます（〇

○には各地域の名称が入ります。また、「地域自治協議会」という名称にこだわる必要はなく、「△△地域まちづくり委員会」や「◇◇地域振興会」等自由に付けることができます。

ここでいう地域の範囲としては、原則として、日常的に顔の見える範囲であり、住民も比較的なじみがあり、地域の核でもある小学校を中心とした区域を単位とすることが適当であると思われます。なお、区域については地域特性や歴史性等を考慮する必要があります。

また、多様な主体で構成されることを強調しているのは、自治協議会が本条例で規定される公共的地域自治団体であることから、自治会だけでなく、地域の主要な団体、個人が参画することが地域代表性の根拠であると考えられるからです。

第2項では、一つの地域では一つの自治協議会だけが設置できることを明示しています。これは、自治協議会は公共的地域自治団体であると規定するところから、一つの地域に独自の主張を掲げた二以上の公共的住民自治団体が存在することは望ましくないからです。地域の多様な主体あるいは個人は、自治協議会に参画し、その中で民主的な議論を通して住民の総意をかたち作っていくことが求められます。

第3項は、自治協議会の構成員（会員）について定めています。自治協議会は、公共的性格を持つことから、自己の意思に基づき加入する任意団体とは異なり、会員の内と外とを分けることは適切ではなく、住民（ここでいう「住民」は、第2条で定義された「市民」と類似です。範囲が全市か当該地域かの違いです。）すべてを構成員とすることになります。

したがって、自治協議会の実施する、あるいは提供する公共サービスは、全構成員にゆきわたるべきものであり、提供にあたって差別的な取扱いは許されません。また、自治協議会の組織運営及び活動は、構成員誰もが参加できなければなりません。一方、全住民が構成員であるとはいえ、自治協議会の行う活動に参加を強制されるというわけではありません。参加の自由は完全に保障されています。

また、全住民を構成員とするということは、構成員の単位が「世帯」から「個人」になるということです。従って、何より一人ひとりの自主性や主体的な判断が求められることになります。

第4項は、自治協議会の運営の基本原則について定めています。自治協議会の組織構成や運営方法は、それぞれの自治協議会の自主的な判断に委ねられていますが、透明かつ民主的な運営を行うことだけは最低限の義務とされています。この二つの原則は、あらゆる自治組織にとっての必要不可欠な規則です。

「透明」とは、会計や意思決定が、そのプロセスを含めて公開されており、構成員の誰もがそれを知ることができるということです。「民主的」とは、意思決定や活動の場に、構成員の誰もが参加できること、そして、意見を言ったり意思決定に参加できるということです。それとともに、構成員だれもが、自治協議会の運営にも参画する資格があるということです（候補者になれるという

ことです。ただし、適切な手段による「承認」を要する場合があります。）。民主性を確立することによって、これまであまり意見が言えなかった若者や女性が、経験豊かな人とも平等に参加できるということになります。

高齢化や担い手が減っているという地域自治組織の嘆きは、往々にしてこの2つの原則がないがしろにされていることに大きな原因があります。

上記2つの原則を現実のものとするためには、組織の規約にこの原則を明記するとともに民主的な意思決定ができる組織体制をつくらなければなりません。

第5項は、自治協議会は、自らが取り組む活動方針や内容等を定めた地域づくり計画の策定に努めるものとしています。地域づくり計画には、地域が目指す将来像（地域ビジョン）を自ら描き、その実現に向けた計画も含まれるものです。このような計画を定めることによって、2つの効果を狙っています。ひとつは、事業が場当たりのに行われることを避けて、活動・事業を中長期的な計画目標への過程に位置付けることによって、効率的・効果的な事業展開ができること。いまひとつは、地域づくり計画作成プロセスで、多くの住民が地域の将来像を描く事を通して地域への関心と愛着を持つ機会を提供され、地域づくり活動への参加意欲を高めることができることです。

将来は、自治協議会への補助金、交付金は、地域づくり計画に従って使われるようにすべきです。

第6項は、自治協議会は、自らの活動に責任を持って主体的に住民自治を推進し、心豊かな地域社会の実現に取り組むという、自治協議会の活動目的を示しています。ここでは、自治協議会が公共的性格を持つことから、公共性の高い目標をかかげています。

第7項は、住民自治の原則（第11条2）に則り、地域住民は、地域社会の一員として自主的かつ主体的に自治協議会に参加し、相互の交流を深めながら地域課題の解決に向けて協働するよう努めるという期待が示されています。

第8項は、自治協議会は公共的住民自治組織ですから、自治協議会に関する詳細は別途条例で定めることが規定されています。

たとえば、自治協議会を公共的住民自治組織として市がどのような要件で認定するのか、具体的な支援はどうするのか、自治協議会の権能と責務、市との連携のあり方等が考えられます。ただし、自治協議会の組織や活動は自治協議会自身で定めるべきことから、別の条例においても自主性を尊重し、細部まで縛ることのないようにする必要があります。

なお、自治協議会は公共的住民自治団体としての一定の責務も担わなければならないことに留意下さい。

別の条例の事例として、三重県名張市では、自治基本条例に「市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域においてコミュニティ活動を行う組織として、別に条例で定めるところにより、地域づくり組織を設置することができる。（第34条）」（平成18年1月施行）とあり、詳細は、「名張市地域づくり組織条例」（平成21年4月施行）に定めています。地域づくり

組織とは、丹波市の自治協議会に相当します。

(行政の支援)

第13条 市長は、自治協議会の役割を認識するとともに丹波市を構成する一員として尊重し、その活動に対して地域特性を勘案した支援等必要な措置を講じるものとします。

第13条では、自治協議会の意義と役割を市が尊重すべきことと、地域特性を考慮した支援方策を講じるべきことを定めています。

住民自治組織、地域自治組織への市の支援については、第11条、第14条にもありますが、第13条は独立した条文とされており、自治協議会への支援は特段に重要であることを表しています。

(コミュニティのあり方)

第14条 自治会は、暮らしやすい地域社会を築くため身近な範囲で市民により自主的につくられた基礎的自治組織（以下「コミュニティ」といいます。）として、市民生活に必要な諸活動に自発的に取り組むものとします。

2 コミュニティは、多くの地域住民を構成員とする地域の総合的な自治組織としての役割と責任を自覚し、自治協議会の主たる担い手として参画するよう努めるものとします。

3 市民は、地域に生活するものとしてコミュニティが行う自治の活動に積極的に参加し、交流しながら相互に助け合うとともに、地域の課題を共有し、解決に向けて取り組むよう努めるものとします。

4 コミュニティは、住民の合意により透明かつ民主的に運営されなければなりません。

5 市は、コミュニティの果たす役割を認識するとともにその自主性・自律性を尊重し、活動支援、コミュニティ相互の連携促進等必要な措置を講じるものとします。

第14条は、身近な近隣での住民自治組織・活動について定めています。

まず、自治会は、「暮らしやすい地域社会を築くため身近な範囲で市民により自主的につくられた基礎的自治組織（以下「コミュニティ」といいます。）として、市民生活に必要な諸活動に自発的に取り組むものです」と定義しています。

第2項は、コミュニティ（自治会）と自治協議会の関係について示しています。

コミュニティは、近隣で、多くの地域住民を構成員とする地域の総合的な自治組織としての役割と責任を自覚し、自治協議会の主たる担い手として参画するよう努めるものとされています。自治協議会の中での、一定の地域代表性を持つコミュニティの重要性を示したものです。

なお、第12条に、自治協議会についての規定があるため、コミュニティ（自治会）が解消されるという誤解が生じかねませんのでここでそうではないことを説明しておきます。自治会は、上記のように近隣、集落程度の範囲で、相互扶助や暮らしやすい地域をつくっていくための住民による自主的な組織として、その重要性は全く変わりません。むしろ、今後、高齢社会が進むなどの社会状況の変化の中で、地域社会を維持していくためにはより重要な役割が期待されています。しかし、高齢化のあおりをうけて自治会（特に役員）も高齢化し、加入者の減少やリーダーの後継難により集落や近隣地域の維持も困難になってきているところもあります。自治協議会は、そういった自治会の困難を、より広い小学校区の範囲で互いにカバーし合い、他の団体との連携により総合力を高め、地域の自治力を強化していこうという仕組みです。その意味からも、自治会は自治協議会の中核として関わり、コミュニティの代表として組織運営の一端を担うことが期待されます。

第3項は、自治協議会における住民の参加（第12条7）と同じく、住民自治の原則に則り、地域住民は、地域社会の一員として自主的かつ主体的にコミュニティに参加し、相互の扶助と交流を深めながら地域課題の解決に向けて取り組むよう努めることが期待されています。

これは、コミュニティへの参加（組織、活動）をなんら強制するものではありません。市民としての責務の範囲内で、自発的、自主的な参加が勧められているということです。

第4項では、自治協議会の場合と同じく（第12条4）、コミュニティ運営の基本原則について示しています。自治協議会でもコミュニティでも、住民による自治組織においては、意思決定及び会計の透明性及び住民誰もが意見を言え、意思決定に参加できるという民主性は不可欠です。

また、意思決定等は行政から指示されるものではなくあくまで住民による民主的な合意形成に基づくものです。透明性と民主性が実現していないと、加入者の減少や活動からの離反をもたらす可能性があります。

ただ、コミュニティは、会員という制度をもつ、任意の住民団体ですから、どのような組織形態をとろうが制約はありませんが、現実的に住民の大多数が加入している地域の総合的な自治組織（第2項）であることから、一定の公共的性格を備えていることは明らかですので、これらの原則を遵守することが社会的に求められているといえます。

なお、自治協議会は原則として個人単位での参加ですが、コミュニティではこれまで概ね世帯単位の加入とされてきました。これに対し、若い世代や女性

などから世帯単位ではなく個人単位とすべきではないかという声も出て来ています（たとえば、意思決定における一人一票制等）。

これは、若者や女性の参加が減少している大きな要因とも考えられます。ただ、コミュニティを構成する世帯（家族）にも自治があると考えられ、世帯内で話し合いを行い、合意した意思をコミュニティの場で家庭の代表者が表明するというふうに、段階的自治の考えによると、世帯単位というのもあるが、不合理な仕組みではないと考えられます（ただし、世帯内で自由な話し合いができていないかどうか、家族が地域について関心を持っているか、男性の発言権が強すぎるのではないかなど、問題もあります。世帯内民主性を確立していくことも重要な課題です。）。

第5項では、市は、上記のようなコミュニティの公共的性格をよく認識し、理解する必要があることを謳っています。ただし、コミュニティは住民による自主的につくられた任意団体ですから、その自主性・自律性を尊重して（指導監督などはしないように）コミュニティ活動を支援すべきであるということが定められています。

市の支援は、地域の主体性を損なわないように、また金銭面だけでなく多様な形で行われることが必要です。

2 自治協議会や各種団体との関わり

自治協議会との関係については、自治基本条例第14条第2項で自治会は「自治協議会の主たる担い手として参画するよう努めるものとする」という規定があり、今後、高齢社会が進むなどの社会状況の変化の中で、地域社会を維持していくためにはより重要な役割が期待されています。しかし、高齢化のあおりを受けて自治会（特に役員）も高齢化し、加入者の減少やリーダーの担い手不足により集落や近隣地域の維持も困難になってきているところもあります。自治協議会は、そういった自治会の困難を、より広い小学校区の範囲でカバーし合い、他の団体との連携により総合力を高め、地域の自治力を強化していこうという仕組みです。その意味からも、自治会は自治協議会の中核として関わり、コミュニティの代表として組織運営の一端を担うことが期待されます。

このように、自治会と自治協議会の関係は、自治会は自治協議会を構成する中核的な構成員であり、両者は相互に補完しあう関係にあると考えられます。

地域の活動や課題解決については、その地域の人たちだけで完結できることが望ましいのですが、自治会も構成員や役員の高齢化などの問題から今後、これまでのような組織の力を維持しながら活動していくことが難しくなる可能性が出てきています。

自分たちだけで解決できないことでも、他の団体やテーマごとにノウハウを持ったNPOなどと協働することにより様々な相乗効果が生まれるかもしれません。

丹波市自治基本条例においても、第20条で市民公益活動について定義しています。今後、この地縁によらない活動内容や目的によって人が結集するテーマ型の活動がますます盛んになり、住民自治活動とともに地域の重要な担い手となっていくことが予想されます。地域力を培い、自治会活動を通じて自治会・行政・NPO・事業所等が一体となって積極的にまちづくりに参画することが大切です。

＜自治会と自治協議会の性格＞

補完関係／両方が必要

両方の役割を念頭に、地域のこれからの住民自治を考え直し、作り直す必要がある。

自治会・集落 (これまでの住民自治)		地域運営組織・自治協議会 (これからの住民自治)
「やらなければならない」 会合・出役・神事・財産管理等	活動内容	「やりたいこと」 選択的・地域性重視・多様性重視
戸主を中心とした合議組織 男性中心・年齢高め・同一価値	活動主体	人を単位としたこの指組織 女性・若者・よそ者・やる気
決められたことを確実に実施 活動の硬直化・義務的活動	活動方法	地域や構成員に応じた活動 内発性の担保
全会一致・年功序列・暗黙了解 一世帯一票	合意形成	メールやSNSも結びついた非接触 緩やかな結びつき・即効性
集落（大字・小字）ごと	範囲	小学校区ごと

参考：島根大学作野広和教授資料を参考に丹波ひとまち支援機構戸田氏が加工

3 行政との関わり

自治会は、行政と対等な立場であり、お互いにその立場を尊重するものです。

自治会は、地域の生活、教育、安全等の環境をよりよいものにすることも、ひとつの目的であり、それが達成できれば、丹波市も住み良いまちとなります。

丹波市や他の公益団体と協働する立場であることを認識し、「自治会なくして地域は動かず」と自負し、その信念においても、積極的に各事業に参画し、一丸となって住み良いまちづくりを目指しましょう。

4 市等への選出委員

丹波市では、公民館長や住民人権学習推進委員などの自治会役員について報告をいただいています。これら各種役員は地域とともに課題解決に向けて行政と一緒に取り組んでいるものです。主なものは次のとおりです。

民生委員・児童委員

厚生労働大臣からの委嘱を受け、地域住民からのさまざまな生活上の困りごとや心配ごとに関する相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域の専門機関への「つなぎ役」としての役割を担っていただいています。

それぞれの担当区域で活動し、任期は3年間です。

■主な活動

- ① 担当区域内の住民の実態などを把握する
- ② 住民が抱える問題について相談に応じ、助言や援助を行う
- ③ 福祉制度やサービス内容等を住民に情報提供する
- ④ 住民が個々のニーズに応じた福祉サービスを受けられるよう、行政や支援機関へ連絡し必要な対応を要請する
- ⑤ 適切な福祉サービスが提供されるように調整する
- ⑥ 声かけや安否確認等が行える体制づくりに協力する

問合せ先：社会福祉課（TEL 88-5276）

民生・児童協力委員

区域担当の民生委員・児童委員と協力して地域の福祉活動を行っていただきます。任期は3年間となります。

■主な活動

- ① 地域住民からの相談等の福祉情報を民生委員・児童委員に連絡
- ② 高齢者や障がい者等のいる家庭への友愛訪問を行う
- ③ 市の福祉サービス等を紹介する

問合せ先：社会福祉課（TEL 88-5276）

自治公民館長・公民館主事

自治会内の住民にとって、最も身近な学びの場である「自治公民館活動」の企画、運営を行っていただきます。

■主な活動

- ① 年間の各自治会における自治公民館活動の計画作成
- ② 自治公民館活動の準備・運営
- ③ 自治公民館活動補助金の申請、報告作成等の事務（必要な自治公民館のみ）

問合せ先：市民活動課（TEL 82-0409）

住民人権学習推進員

自治会での人権教育を推進するための取り組みを担っていただきます。

■主な活動

- ① 講演会や研修会へ参加し、人権について理解を深める
- ② 自治会内での人権に関する学習や啓発活動の実施

問合せ先：人権啓発センター（TEL 82-0242）

男女共同参画推進員

自治会での男女共同参画社会の推進にかかる取り組みを担っていただきます。

■主な活動

- ① 講演会や研修会へ参加し、男女共同参画について理解を深める
- ② 自治会内での男女共同参画に関する学習や啓発活動の実施

- ③ 1年間に取り組まれた活動等についての報告書を提出

問合せ先：男女共同参画センター（TEL 82-8684）

防犯委員

住民の防犯意識の高揚、犯罪の予防、青少年の健全育成等の地域安全活動を積極的に展開し、犯罪のない明るく住みよい社会づくりに寄与することを目的として活動します。

■主な活動

- ① 青色防犯パトロール車によるパトロールや地域行事における少年補導などの地域安全活動
- ② 小中学生を対象とした防犯標語・ポスターの募集や広報誌の発行などの広報啓発活動
- ③ 防犯委員の資質向上を図るための研修会の開催

問合せ先：丹波警察署内 丹波防犯協会（TEL 72-4358）

福祉委員

「自治会と社協をつなぐパイプ役」として「自治会だからこそできる支援」を行うため、自治会長、民生委員・児童委員等と協力し、自治会の困りごとを早期に発見し、社会福祉協議会や専門機関につなぐなど、解決に向けた役割を担います。

■主な活動

- ① 自治会内での交流活動への参加・協力
- ② 身近な範囲の見守り・声かけ
- ③ 関係機関等への連絡
- ④ 地域福祉活動推進のため、自治会、自治協議会・自治振興会等での社協事業への協力

問合せ先：丹波市社会福祉協議会 地域福祉課（TEL 86-7171）

5 自治会支援

丹波市では、住みやすさを実感できるまちづくりを進めるために、自治会等に対して各種補助金等を交付しています。なお、各種補助金等の内容については、「丹波市予算ガイド」や各自治会長へ送付する「自治会・自治協議会に関する補助金、助成金一覧」などで確認をしてください。

ごみステーション

ごみステーションは、自治会やアパートの管理人などが管理しています。地域などの取り決めに従い、お住まいの地域のごみステーションに正しくごみを出してください。市では、快適な生活環境づくりを促進することを目的として、自治会がごみステーションの新設や増設、老朽化にともなう更新等の費用を補助しています。補助率は50%以内で、1事業あたり3万円が限度です。

問合せ先：丹波市クリーンセンター（TEL78-9999）

空き家

丹波市では、適切な管理が行われない空き家が増加しています。安全面や公衆衛生面、景観面など多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものもあります。

空き家問題は、その所有者等が自らの責任により対応することが前提ですが、地域としても空き家の所有者等の連絡先の把握やコミュニティ内の連携強化などを図りましょう。また、空き家の放置が起らないよう、建物所有者と地域住民間の良好な関係を築き、保持するように努めましょう。

今、丹波市では移住者が増加しています。そこで、空き家を有効活用し、移住定住の促進及び地域の活性化を図るため、空き家を所有されている方へ丹波市版空き家バンク「住まいるバンク」の紹介を行った後、所有者によるスマイルバンクの申請、登録が完了した場合に、紹介を行った自治会に奨励金が交付されます（令和8年3月まで）。奨励金額は登録1件につき3万円ですが、軒が垂れている、壁が劣化しているなど不良箇所がある空き家は1万円になる可能性があります。

問合せ先：都市住宅課（TEL74-2364）

防犯カメラ・防犯灯

防犯カメラは、犯罪防止等の安全確保のために設置するものです。公道等に設置する防犯カメラの工事に伴う費用の一部を市が負担しますが、その維持管理（電気代、修繕費）や既存の防犯カメラの撤去等については自治会の負担となります。

防犯灯は、夜間における犯罪防止等の安全確保のために設置するものです。設置に伴う工事費は市が負担をしますが、その維持管理（電気代、修繕費）については、自治会の負担となっています。防犯灯の設置に伴う用地確保は自治会で行います。

問合せ先：くらしの安全課（TEL82-1532）

※道路の曲線部や交差点部などを照明している道路照明灯については、市管理のものとなりますので、道路照明灯が点灯しない、消灯しないなどの故障を発見されましたら、道路整備課（TEL74-2550）までご連絡ください。

草刈り

人口減少や高齢化にともない、草刈りの負担が大きくなっています。草刈りは、豊かな自然環境が保たれるとともに災害の未然防止につながります。草刈りの目的を再確認し、隣の自治会との協力や草刈りの回数を減らすなど、限られた人数でも出来る範囲で取り組んでいきましょう。

農道や水路などの農業施設の草刈りや、それらと一体的に行われる周辺の草刈りなど農村環境の保全につながる活動には「多面的機能支払交付金」が活用いただけます。

問合せ先：農林振興課（TEL74-1707）

市内の主要幹線道路などの草刈りは、繁茂期に原則年1回実施しています。草木が生い茂り、見通しが悪い箇所が見受けられる場合は道路管理者にお知らせ下さい。 問合せ先：道路整備課（TEL74-2550）

河川の草刈りは、豊かな自然環境が保たれるとともに堤防点検の機会となり災害の未然防止につながるため、丹波市自治会長会と丹波市(河川整備課)の間で締結した「河川環境整備業務」の委託契約に基づき、作業を実施していただいております。

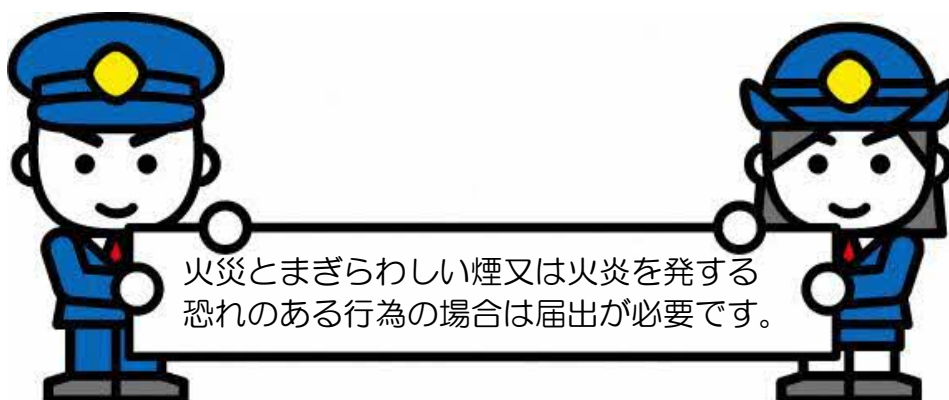
問合せ先：河川整備課（TEL74-2653）

野焼き

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、廃棄物（ごみ）の野外焼却、いわゆる野焼きは一部の例外を除き禁止とされています。野焼きをすると法律で罰せられることになります。

【野焼き禁止の例外規定】

- ・ 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却
（例：河川敷・道路側の草焼き等）
- ・ 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な焼却
（例：どんど焼き・塔婆の供養焼却）
- ・ 農業、林業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
（例：焼き畑・畔草や下枝の焼却）
- ・ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの
（例：落ち葉たき・たき火・キャンプファイヤー）



上記例外規定に該当する場合でも、火災に関する警報発令中や風の強い時など、山林、原野等において火入れをしない、裸火を消費しない、たき火等しないこととなっております。

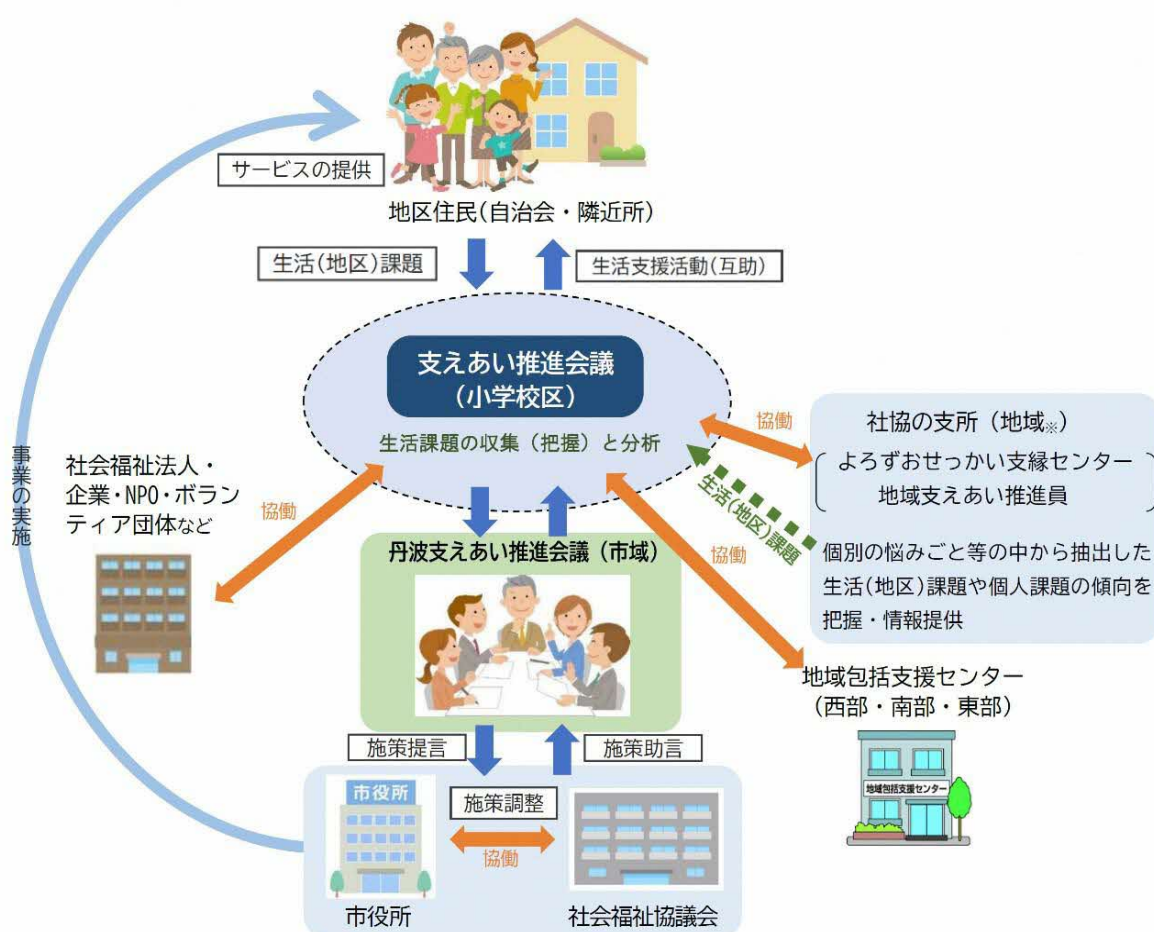
焼却にあっては時間帯や風向きを考慮し、また少量ずつ行い煙の量には十分注意するとともに、ご近隣の方へ一声かける配慮もお願いいたします。

6 支えあい推進会議

支えあい推進会議とは、介護保険課と社会福祉協議会が中心となって進めている、自治協議会（自治振興会）等を単位とした地域づくりを推進する場です。

高齢者になっても住み慣れた地域で自分らしく生きていくために、地域の現状を出し合い支え合いの意識を高めたり、「こんな地域になったらいいな」を話し合います。

＜支えあい推進会議のイメージ＞



お住まいの地区によっては、自治会長にも委員の依頼や、自治会からの委員選出の協力依頼があるかもしれません。上記、「支えあい推進会議のイメージ」を念頭に会議への参加や委員選出にご協力をお願いします。

問合せ先：介護保険課（TEL 88-5267）

第3章 持続可能な自治会活動を目指して

1 組織の見直し

全国的に、人口の減少並びに少子高齢化、加入戸数の減少などにより自治組織としての機能の低下や連帯感の希薄化などの課題を抱えている自治会が少なくありません。

特に、高齢化や加入率の低下により、自治会活動の担い手となる人材が不足し、自治会の維持存続が危ぶまれる自治会が増えつつあります。こうした小規模化した自治会では、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、将来の人口や現在の状況を明らかにした上で、将来の自治会の姿を想像し、あり方を話し合い、共有していく必要があります。その際には、「現在」「10年後」などの時間軸を設け、生活環境を維持していくために必要なことや、地域の共同活動において、できること・できなくなることを想定し、これから取り組むべきことを検討しておくことが重要です。その上で、自治会のあり方を見直し、既存の自治会機能や役員数の見直し、事業の棚卸等を具体的に進めていくことが求められます。

具体的に進めていく中で、隣接する自治会が行事や日役を合同で行うなどの機能連携をすることで、自治会負担軽減や新たな事業展開、コミュニティの強化が図られます。

また、小規模で役員の担い手が限られていたところが、合併することで広い範囲での役割分担が可能となり、会員の負担軽減につながる考えられます。ただ一方で、個々の自治会においては、それぞれ歴史的な背景や運営の方法、財産や施設の管理などの違いがあるため、合併を行うには、これらの一つひとつを解決していくことが重要です。

まずは、自治会内での十分な話し合いやアンケート調査などを行い、自治会全体の意思統一を図った上で、統合に向けた取り組みを行う必要があります。

2 話し合いの場づくり

自治会の見直しを進めていくにあたり、いつもと同じ人で進めようとしていませんか？気づいたらいつも同じメンバー…なんてことはありませんか？

これからの自治会活動は多くの人に参画してもらうことがポイントになってくるでしょう。地域には多様な「人」がいると思います。幅広く参画してもらいましょう。人が増えればアイデアも増えます。ほかの人が気づいていないポイントに気がつく人もいるでしょう。

話し合いの場づくりで気をつけたいこと

誰もが話しやすい雰囲気になるように配慮することが大切でしょう。話し合いの場が、「自分の思いを聞いてくれる」「安心して意見が言える」環境であれば、自分の意見を持つことに自信がつき、より自治会のあり方に自分事として向き合う人が増えることにつながります。

また、自治会の見直しに向けての方向性について説明会を開くとき、

説明→意見交換→共有・質疑応答→決議・合意

の流れで進めるとよいでしょう。意見交換の場があることで疑問や思いを共有することができ、最後には「納得」感を得ることができるのではないのでしょうか。

多くの自治会は「説明→質疑応答→決議・合意」のように進行されるのではないのでしょうか。これでは、みんなの前で質問もできず納得しないままに合意が図られ、のちに不満が生まれてくる場合があります。意見交換を経ることで、自分も決めた一員になることができるのです。

自治会の見直しには、正解がありません。だからこそ、多くの「人」と一緒に話し合い、知恵を出し合いましょう！

3 自治会の実情を把握することから始めましょう

見直しを進めるにあたり、現状の理解・情報整理・共有が必要になってくるでしょう。いくつかの例を紹介します。

■アンケート

幅広い人の声を集めることに適しています。現状の良い所、改善が必要な所などを書き出し、若者世代・現役世代、女性などを含めた地域の皆さんと意見を共有してみましょう。

子ども会の事業については子どもに聞いてみるなど、世帯主以外から意見を集める工夫や実施の方法・手順、アンケートの中身についてもしっかりと協議を行いましょう。

＜アンケートの例＞

〇〇自治会のこれからを考えるためのアンケート

年齢（ ）歳代 性別：男・女・その他

今とこれからについて教えてください。

1. 〇〇自治会の魅力（自慢できること）は何ですか？

（例）人柄・自然・神社仏閣・お祭り・風景

2. 〇〇自治会の困りごとは何ですか？

（例）日役が重なっていて忙しい

3. 今後も続けたいことは何ですか？

（例）景観を綺麗に保ちたい、お祭り

4. 今後も続けたいことのうち、続けられそうなことは何ですか？

（例）家のまわりの草木の管理

5. 今後も続けたいことのうち、続けることが難しいことは何ですか？

（例）お祭り

6. 今後は続けたくない、見直したいことは何ですか？

（例）自治会の仕事が多すぎるので減らしていきたい

アンケートは以上になります。ご協力ありがとうございました。

これから一緒に〇〇自治会の未来について考えていきましょう。

■自治会カルテ

人口推移・推計や一年間の日役の総量、各活動の従事時間など、「現在」「これから」の自分たちの地域がどんな状況なのかを「数」で見える化してみよう。

＜カルテのイメージ＞

〇〇自治会カルテ（例）

■人口推移・推計

▶2005年からの変化率

増加 減少99～75% 減少74～50% 減少50～0%

	0～14歳	15～64歳	65～74歳	75歳～	合計	2005年を100人としたら
2005年	90人	314人	99人 (16.5%)	95人 (15.8%)	598人	100人
2020年	45人	226人	106人 (23.2%)	109人 (23.9%)	456人	76人
2035年 (推計)	40人	161人	88人 (22.6%)	100人 (25.7%)	389人	65人

■総情報

	世帯	空き家
1組	20	3
2組	23	2
3組	30	6
4組	25	5
5組	35	6
6組	17	6
計	150	28

■共同活動の総量（年間）

年間活動人数 延べ90人 年間活動総時間 7,000時間
15歳以上1人あたり年間活動時間 2020年:20.5時間 → 2035年:25.5時間

▶イラスト 大1つ: 100時間・人/年
小1つ: 10時間・人/年

■自治会運営

役・活動内容	従事人数合計	従事時間合計
自治会3役	3人	430時間
自治会長、副自治会長、会計		
その他の役員	延べ90人	1,888時間
組長、総務、文書、町志山林、土木、環境、福祉、葬儀委員、体育、交通安全、民生児童委員、消防 など		

■地域の維持管理

清掃活動	延べ260人	1,260時間
一斉清掃、墓地、公民館、クリーン作戦 など		
総運営	6人	433時間
集金準備、伊勢講、組旅行・懇話会		

■地域の役職数と人数

役職数	31役
延べ役員数	111人

(2020年) 15歳以上の人口で考えると、3人につき1役
(2035年) 15歳以上の人口で考えると、2.5人につき1役

ボランティアや会員は除く

■地域活動

役・活動内容	従事人数合計	従事時間合計
伝統・文化活動	延べ150人	2,070時間
夏祭り、とんど祭、初午祭		
公民館活動	延べ76人	127時間
人権学習会、敬老事業		
支えあい活動	延べ128人	222時間
ふれあいサロン、百歳杯、防災訓練		
体育活動	延べ21人	444時間
グラウンドゴルフ大会、地区運動会		
神社・寺	延べ11人	248時間
宣徳代、氏子総代、寺役、寺総代、祭り保存会		
農業関連	延べ158人	1,022時間
農会、農協、土地改良区、農用地利用改善組合		
福祉	延べ45人	312時間
グラウンドゴルフ協会、福祉会		

■自治会財産

宅 地: ○筆○m² 山林: ○筆○m²
公民館: ○棟 倉庫: ○棟
社 社: 建物○棟、土地○筆 [自治会が管理]
預 金: ○円 有価証券: ○円

参考：丹波市市民活動支援センター作成資料を一部加工

子どもの数、もっと減るかと思ったな～

10年後に今と同じことが出来るのかな？

お祭りにこんなに時間かかってるんやな



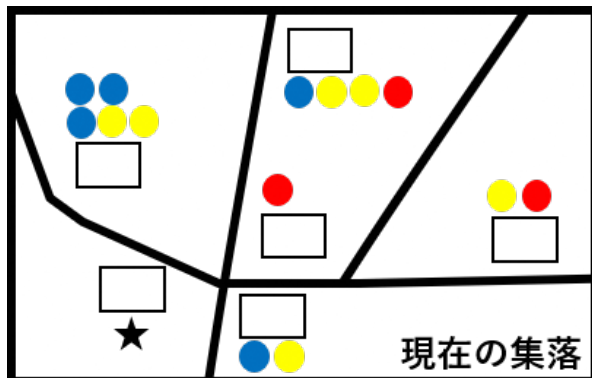
■自治会地図

人口減少の課題について、住民の中で共通認識を得るために、現在・10年後の状況を地図で見える化してみましょう。

＜地図のイメージ＞

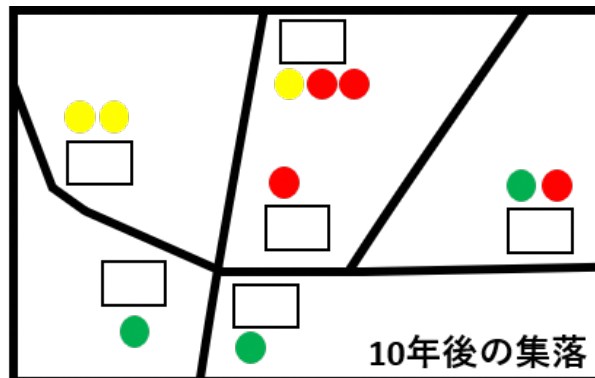
課題

- ・高齢世帯へのサポート
(買い物や病院などの移動)



課題

- ・日役の負担が大きくなる
- ・子どもがいない



地域の実情とともに住民の思いや
考えもあわせて把握しましょう

- 0歳～14歳
- 15歳～64歳
- 65歳～74歳
- 75歳～
- ★ 関係人口

参考：丹波市市民活動支援センター作成資料を一部加工

■情報整理・共有

上記のようなアンケートの集計結果や自治会カルテ・地図を作成したら、みんなで情報整理・共有を行いましょう。地域の実情や課題を把握し、住民がこれまで以上に地域に関心を持ち、課題を自分事として考えるきっかけになるかもしれません。

■課題の整理と確認

情報整理・共有から見えた課題を整理し、組織や役、機能面での「今後すべきこと・できること・したいこと・できること」を確認しましょう。そのうえで、見直し事項の優先順位や目標の設定をしてみましょう。

■見直し・具体内容の検討

参考になりそうな事例やアイデアの情報収集を行い、具体的な見直し案や手法、スケジュールを検討しましょう。

改めて、話し合いの場づくりについて十分に留意しましょう。
多くの人の知恵を集めてより良いものを作るための話し合いの場には以下がポイントになります。

- ・誰もが安心して自分の考えを話せること
- ・きちんと聞いてもらえること
- ・話し合いが「楽しい」こと
- ・話し合ったことが形になり理解できていること



これらの取り組みは、専門性やスキルが必要になることから、住民だけで進めると困難なことが多く、支援者の関わりが不可欠になります。丹波市では、将来の構想づくりに取り組む自治会に対し、専門家である「**地域再生アドバイザー**」の派遣事業を行っています。

■派遣内容の例

- ・集落の現状や課題について話し合う場づくり、取り組み方面の明確化と住民の合意形成に向けた支援
- ・地域資源を活かした取り組みや自立に向けた地域づくりの支援
- ・アンケート調査や統計データ等、各種調査・分析の支援

※その他、地域コミュニティにおける防災や支えあいなどの取り組みに関して、アドバイザー派遣制度があります。アドバイザーの派遣を希望される場合は、お問合せください。

問合せ先：市民活動課（TEL82-0409）

4 取り組みの事例紹介

＜事例1＞地域を離れた出身者とのつながりを大切にしています！

ある調査により、盆や正月、お祭りの時期に戻ってくる人、月に何回かご家族の様子を見に来られる人、実家の管理に帰ってこられる人などによる、自治会活動への参加が多いことが判明した地域では、このいわゆる「他出子（たしゅつし）」（P51参照）を自治会活動に参加してもらうための工夫をされています。例えば、地域の草刈りに手紙で参加を呼びかけ、一緒に地域の草刈りを実施している地域もあります。日役の際には、地域の話や身の上話に花が咲き、円滑なコミュニケーションがとられています。このような地域を離れた出身者とのつながりを維持されている事例があります。

他出子による草刈り・雪かきお助け隊
を結成された地域もあります！



＜事例2＞「運動会×防災」で楽しく活動しています！

ある地域では、例年開催していた住民運動会と防災訓練を掛け合わせた事業を実施されています。別々に実施されていた事業を掛け合わせることで、事業をスリム化しつつ楽しみながら進めています。この事業では、借り物競争で防災グッズを借りて実際に使ってみることによって、いざという時のシミュレーションや、普段からの支え合い、顔の見える関係性が必要になってくることが分かりました。

＜事例3＞組を再編しました！

組数と各人数のばらつきにより、日役等の負担が生じていることから自治会の組再編に取り組まれた自治会があります。先の（P43）自治会カルテや将来人数を元に、地理関係を考慮しつつ、10年後も現役世代が残るように組を構成されました。これまでの区域の枠にとらわれず、より広い範囲での繋がりを意識し活動されています。組再編にあわせて、役員選出の見直しに向けて動いています。

＜事例4＞選挙制度を見直しました！

従来まで役員選挙には、世帯単位で1票としていましたが、より多くの住民の意見を反映すること、自治会活動への積極的な参画を目的とし、18歳以上の住民全員に選挙権を付与する取り組みをされている自治会があります。また、ある役職については女性会員から選出される工夫をされているようです。自治会活動に縁のなかった方の参画を図ることができ、より多くの住民意見を取入れられるようになったようです。

＜事例5＞国籍を超えたつながりを大切にしています！

ある地域では、国籍の異なる住民も一緒に自治会活動に参画してもらおうと、自治会の災害対策のマニュアルを多言語化し、配布されました。これにより、防災訓練には多くの住民が参加しました。これに加え、交流会などのイベントを同時開催することで、子どもからお年寄りまで多くの住民参加につながりました。

若い世代や女性を呼び込むには

持続可能な自治会運営を目指して、若者や女性自治会活動に関わってもらおうと検討されている自治会もあるかと思います。そうはいつでも、急に自治活動に関わってくれるとは限りません。まずは若者や女性が何をしたいのか、というニーズを把握することからはじめましょう。

加入されていない方には、積極的に声をかけるなどし、情報を届けましょう。加入を前提としないボランティア型や実行委員会形式の導入など、参加の窓口を広げ、気軽に参加してもらうことも一つの手法です。

気軽に参加するための仕掛け

一人でも参加しやすい雰囲気
短時間での参加
参加しやすい日時、場所の工夫
オープンで楽しそうな雰囲気
家庭や自分の都合を優先できる
参加のメリットをつける（飲食など）



若者や女性のやりたいことを応援し見守る優しい気持ちが必要です。

5 これからの地域づくりに向けて

自治会の見直しなど地域づくりの難しさはやる前にあります。

- お金や人がいないからできない…だからやめておこう！
- 上の世代が許してくれないからできない…だからやめておこう！
- 話し合いをすると結局自分がやらなければならない…だからやめておこう！
- 若い人が動かないといけない…だからやめておこう！

やらない理由はいくらでも作り出すことができます。これからは、地域のあ
るもの探しを試みませんか。

地域の子供たち、たまに帰ってくる顔なじみの人たちなど
…当たり前になっていて見えなくなっているものなど、私た
ちが何気なく過ごしてきた地域には、実は素晴らしいものが
あります。「こんなものが」と思うような「あたりまえのも
の」が、実は外の人が見れば新鮮で、価値があるものだった
りします。

ないものねだり



あるもの探し



あるもの磨き

あるものを見つけたらそれをみんなで磨き、育てていきましょう。

地域づくりの心構え

「課題を解決する力」ではなく「課題を設定する力」を磨きましょう。自分
たちだけで解決しようと思わず、県や市、社協やNPOなどと一緒に取り組みま
しょう。問題や課題があることは決して悪いことではありません。設定された
課題の解決に向けた「理想」があることは、成長できる可能性があるというこ
とです。地域づくりは人を元気にしていく取り組みです。そのために自治会と
して動いていきましょう！

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、地域や自分のために何がで
きるのか一緒に考えていきましょう。ひとりでは困難です。ひとりでも多くの
人と一緒に進めていきましょう。無理のない範囲で、楽しさを忘れずに進めて
いきましょう！

第4章 自治会の悩み Q & A

Q1 役員のなり手がいない。これからの自治会運営をどうしたらよいだろうか？

A1 なぜ、役員になるのが嫌なのか、その理由の究明が大切だと思います。一般論ですが、「役員になると色々な仕事が増えて大変だ」という思いが多いのではないのでしょうか。自治会の仕事のほとんどを役員だけで受け持つことになっていませんか？また、役員がそれぞれ行う仕事が、文書化（マニュアル化）されていますか？少数の役員だけですべてをこなすのは大変です。会員が多い自治会であれば、役員だけでなく、できるだけ多くの人で役割分担し、関わっていくことが理想だと思います。高齢者や小さい子どものいる家庭などで、どうしてもできない場合もあると思います。その場合は、進んで代わりに引き受けるという事も地域の助け合いになると思います。

一方で、会員が少なく、現状維持するだけで精一杯という自治会もあるかと思います。自治会の将来を見据えて、今ある役や事業を必要なものだけに絞ったり、役の機能を連携させたりする方法も一つかと思います。そのためには、自治会のみんなで話し合いを進めていくことが必要でしょう。話し合いの場づくりについては、第3章（P41）を参照してみてください。自治会だけでなく、行政側も自治会長会などに依頼する会議等の役についても、見直しを進めていかなければなりません。時間がかかるかもしれませんが、持続可能な自治会運営を目指して行政と一緒に取り組んでいけると良いですね。



Q2 役員の任期は何年ぐらいがよいのでしょうか？

A2 自治会役員の任期については、1年ごとのところもあれば、2年1期のところもありますし、それ以上（4年や6年）といったところもあります。また、会計→副自治会長→自治会長と順番に役員をしてもらい、少しずつ経験を積んでもらうように工夫しているところもあります。そのため、何年が適正な年数であるかは一概には言えないでしょう。一方で、役員は長く担当されるほうが安定した自治会活動につながりやすいといった考え方もありますが、他方では、1年交代の場合は1年だから役員を引き受けられるや様々な方が自治会運営を経験できるといった一面もありますので、規約も含めて一度自治会内で話し合ってみてはいかがでしょうか。

Q3 自治会に入るメリットが無いので入りたくないという声が多くなっています。

A3 自治会は、任意団体のため強制加入させることができないことから、難しい課題でもあります。本来、自治会が個人のために何かしてくれることを期待するものではなく、自分たちの住む地域をより住みやすく、安心して暮らせるものにするために、地域の一人ひとりが地域のために何ができるのかを考え、実践していくための集まり（組織）が自治会と言えるのではないのでしょうか。「私はサービスを享受する人」、「自治会・役員はサービスを提供する人」ではないことを、みんなで再確認していくことが重要だと思います。また、役員が回ってくることを嫌がって加入しない人もいないのでしょうか？役員だけが仕事を負担するのではなく、そこに住む地域の人全員で仕事を分担する仕組みも大切だと思います。

Q4 最近は、地域意識が希薄になってきているような気がします。地域コミュニティをよりよいものにするために、具体的な方策はないでしょうか？

A4 いま住んでいる人だけが地域コミュニティを作っているのではありません。盆や正月、お祭りの時期に戻ってくる人、月に何回かご家族の様子を見に来られる人、実家の管理に帰ってこられる人(他出子(たしゅつし))なども地域の一員として考えてみましょう。例えば、日役を一緒に行った後にBBQを開催する、お祭りの後に食事会を開くなど、コミュニケーションを取れる工夫を図ってみてはどうでしょうか。一緒に地域について考えてもらうきっかけになり、今まで以上に地域に関わりを持ってくれるかもしれません。普段は一緒にいなくても、コミュニケーションを取れる機会があることで、いまその地域に住んでいる人も、ほかの町に住んでいてたまに帰ってくる人も一緒になって地域づくりができるかもしれません。

Q5 総会や役員会などの会議の出席者が少なくて困っています。

A5 会議にみんなが出席しやすいように、日時を変更したり、工夫をすることが必要でしょう。会社員が多ければ、夜や土日にしたたり、主婦や高齢者の方が多ければ、平日の昼間にするなど、構成に合わせて対応するなど工夫してみتهはいかがでしょうか。また、ICTを活用して、好きな場所から参加できる体制づくりも一つの方法ではないでしょうか。

Q6 若い人が自治会活動に関心を持ってくれません。

関心を持ってもらい活動を活性化するにはどうしたらいいでしょうか？

A6 行事ごとに反省会をし、従来の活動に工夫を加えて、リニューアルしてみてもどうでしょうか？様々な年代の住民が参加しやすい行事を企画し、いろいろな参加の形を工夫していくことも一つの方法です。

また、自治会運営には、多くのアイデアが必要で、それぞれに役割を分担して活動することが大切です。そのためには、性別や年齢を問わず、広く人材を集めることが重要です。さらに、若年層に対して活動の意義を理解してもらえようとするとともに、若年層が自治会に対して何を求めているかを把握したうえで、活動を見直すことも有効です。

Q7 独居老人の把握などの個人情報の収集に困っている。

A7 個人情報の保護についての法律が施行されましたが、その趣旨は、「個人情報の収集にあたっては目的を明示して情報収集し、その目的の範囲内で利用する」ということで、個人情報だから収集できないということではありません。自治会内でも個人情報の利用目的、利用範囲など取扱い方法を定めてから、情報収集にあたると理解が得られやすいと思います。以下は実際のコメントです。

コメント1：会員の情報がなかったため、自治会の実情がわからなかった。副自治会長と相談して情報を調査することになった。個人情報が厳しい時代でもあるので、副自治会長だけが個人情報を扱うことにした。組長17人、役員4人の計21人で自治会を運営しており、各組ごとに会員の調査をした。

コメント2：他の自治会長を呼んで話を聞いた。この自治会では、敬老の日に、70歳以上の方にお茶を渡すことにしており、その際に会員の情報をもらっている。自治会長と役員のみが会員の情報を知っていて、緊急時に役立てられるようにしている。

Q8 自治会費を滞納する人がいます。どうすればいいのでしょうか？

A8 まずは、滞納している理由をあきらかにしましょう。

理由としては、以下のことが考えられます。

- ① 家を留守にすることが多く、会費を支払う機会を逃している。
- ② 会の活動に賛同できないので、払いたくない。
- ③ 会費を支払う経済的な余裕がない。

理由が①のようなことであれば、集金方法を一括払いにする、または、口座振込にするなどの工夫が効果的です。

理由が②のようなことであれば、滞納者に何に納得できないのか、詳しく聞いてみましょう。滞納者の言い分がもっともなら、活動を見直すきっかけになるかもしれません。また、活動について説明するときは、活動報告書や決算報告書などの資料を用意

して、具体的に説明することが有効です。
理由が③のようなことであれば、
基準を設けて会費を減免するなどの対策が必要なこともあります。また、
滞納者への対策は、会計や集金担当者だけでなく、執行部全体で対応する
ことが大切です。

Q9 自治会費と一緒に氏子会費や各種募金などを徴収されます。

A9 募金は任意であり、強制力を伴わないものです。氏子会費についても同じことが言えます。氏子会費に関する裁判事例（「地位確認等請求事件」佐賀地判平成14年4月12日判決/第392号）によると、

- ・神社が宗教性を持つことは否定できない。
- ・自治会は任意団体であるが、自治会そのものは同じ地域に二つあるものではないことから、自治会費に氏子会費等が含まれていることは強制加入団体に準じる要素がある。
- ・信教の自由の観点から、自治会員は一人ひとり自由な価値観を持つことが前提となるため、氏子会費も宗教上の行為への参加を強制するものであると認められる。

以上の判決が出ています。氏子会費の徴収については、自治会費とは別に会計を設けて氏子で管理し、個別に会費を徴収するなど、各自治会の実情に応じた方法について十分に協議をしてください。各種募金に関しても、会費から一括して拠出する場合は、会員すべての同意を得た上で行うようにしましょう。特に会員の変更がある場合は、同意を得た上で会費から拠出するようにしないと、後々のトラブルの原因になる可能性があります。

Q10 外国人の方も自治会に入ってもらったほうがいいのでしょうか？

A10 言葉や文化、習慣などの違いはありますが、外国人の方も地域の住民です。

日本における外国人の増加・定住化は進んでおり、災害時には、避難所で献身的に高齢者のケアを行う外国人や炊き出しの道具を持って駆けつけた外国人グループがいるなど、外国人は、地域社会を支える担い手として期待されています。

こうしたことから、自治会に多様な主体が参画し、誰もが住みやすい地域を作ることが大切です。

Q11 外国人の方とのコミュニケーションの取り方が分かりません。

A11 外国人の方コミュニケーションを図る際は、「やさしい日本語」を使ってみましょう。「やさしい日本語」とは、普通の日本語よりも簡単で、誰にでも分かりやすい日本語のことです。上手く活用することで、外国人だけでなく、子どもや高齢者、障がいのある人など、様々な方に分かりやすく伝えることができます。

やさしい日本語を使う際のポイントは次のとおりです。

- ① 文章は簡潔に、短くする
- ② 簡単な表現を使う
- ③ 大切なことは最初に伝える
- ④ 曖昧な表現をしない
- ⑤ ふりがなや、分かち書きなどの工夫をする。

その他、やさしい日本語に関するお役立ちツールや詳しい内容を市のホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。

市のホームページ：



Q12 移住者との関わり方が分かりません。

A12 まずは、自分からあいさつすることからはじめてみませんか。簡単なようで意外と勇気がいる行動ではありますが、これぐらいの小さな一歩から始めるコミュニケーションがきっかけで繋がりが始まります。移住者の方は、初めての土地で不安がいっぱいなのかもしれません。こちらから声をかけてあげることで安心が生まれ、地域コミュニティにも参加してもらいやすくなるのではないのでしょうか。

市の移住相談窓口で移住者との関わり方を相談するのも一つだと思います。

Q13 広報「たんば」は自治会に加入していない人は貰えないのですか？

A13 丹波市では、自治会を通じて広報「たんば」を各戸に配布するほかに、市内のコンビニエンスストアや各支所、各住民センターに配置されていますのでご自由にお持ち帰りください。

Q14 活動をするうえで、どのように感染症対策を図ればよいのでしょうか？

A14 密閉・密室・密接を回避することを基本に下記を参考にしてみてください。

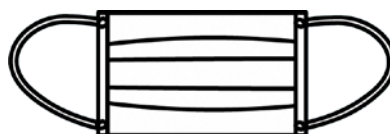
■会議やイベントの開催について

- ・手洗いや消毒を行う
- ・大声での会話を避ける
- ・換気を実施する
- ・人との間隔を空ける
- ・食事は大皿での取分けではなくお弁当にする
- ・事前予約制にし、参加者を確認する
- ・マスクを着用する

■書面による総会の開催方法について

- ・第5章（P65）を参考にしてください。

地域のなかで知恵を出し合いながら、健康と安全を確保して取り組んでいきましょう！



第5章 参考資料



1 自治会活動に使える様式

各種様式は市ホームページからダウンロードできます。

(1) 規約例

〇〇自治会（区）規約(会則)

(名称)

第1条 本会は、〇〇会と称する。

(区域)

第2条 本会の区域は、丹波市〇〇町〇〇区域とする。

(主たる事務所)

第3条 本会の主たる事務所は、丹波市〇〇町〇〇△△番地に置く。

(目的)

第4条 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡

(2) 美化・清掃等区域内の環境の整備

(3) 集会施設の維持管理

(4) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(5) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(会員)

第5条 本会の会員は、第2条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第2条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇（細則）に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

(1) 第2条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人から〇〇（細則）に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

(役員の種別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 〇人

(3) 会計 〇人

(4) 監事 〇人

(役員の選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第 11 条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第 12 条 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(総会の種別)

第 13 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 14 条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 15 条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第 16 条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第 11 条第 3 項第 4 号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第 17 条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の 5 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第 18 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 19 条 総会は、総会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議事)

第 20 条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第 21 条 会員は、総会において、各々 1 箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の 1 とする。

(1) ○○○○○○○○○○

(2) □□□□□□□□□

(総会の書面表決等)

第 22 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、他の会員を代理人として表決を委任し、又は電磁的な方法によって表決することができる。

2 前項の場合における第 19 条及び第 20 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

3 総会で決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。

4 総会で決議すべきものとされた事項について、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。

(総会の議事録)

第 23 条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(前条 1 項による表決者を含む。)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印をしなければならない。

(役員会の構成)

第 24 条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第 25 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第 26 条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員会の 1/3 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から 10 日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第 27 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第 28 条 役員会には、第 19 条、第 20 条、第 22 条及び第 23 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(資産の構成)

第 29 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 30 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第 31 条 本会の資産で第 29 条第 1 号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の〇以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第 32 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 33 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後の予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 34 条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後 3 月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 35 条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、〇月〇日に終わる。

(規約の変更)

第 36 条 この規約は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、丹波市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第 37 条 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 38 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄与するものとする。

(備付け帳簿及び書類)

第 39 条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第 40 条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 33 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 本会の設立初年度の会計年度は、第 35 条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇月〇日までとする。

(2) 事業計画書・事業報告書例

令和〇年度事業計画書

重点目標（スローガン）

「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」

事業計画年月	活動内容・場所等
令和〇年4月	さくらまつり（〇日） 定例役員会（第3土曜日）
5月	定期総会（〇日） 防災訓練（下旬：地域内） 定例役員会（第3土曜日）
6月	危険箇所等地域内巡視（上旬：地域内） クリーン作戦（〇日：地域内） 河川清掃（下旬：〇〇川） 定例役員会（第3土曜日）
7月	グラウンドゴルフ大会（〇日） 防犯パトロール（下旬：地域内） 定例役員会（第3土曜日）
8月	夏祭り（〇日） 定例役員会（第3土曜日）
9月	敬老会（中旬） 〇〇地区市民運動会（〇日：〇〇小学校グラウンド） 定例役員会（第3土曜日）
10月	人権講演会（中旬） 定例役員会（第3土曜日）
11月	定例役員会（第3土曜日）
12月	防犯パトロール（中旬：地域内） クリスマス会（下旬） 定例役員会（第3土曜日）
令和〇年1月	元旦マラソン大会（1日：〇〇公民館前道路） 防火訓練（下旬） 定例役員会（第3土曜日）
2月	定例役員会（第3土曜日）
3月	定例役員会（第3土曜日）

令和〇〇年度事業報告書

重点目標（スローガン）

「oooooooooooooooooooo」

実施年月日	活動内容等	場所
令和〇年４月〇日	さくらまつり 参加者：〇人 内 容：〇〇吹奏楽団の演奏	〇〇公園
〇日	定例役員会	〇〇公民館
５月〇日	定期総会	〇〇公民館
〇日	防災訓練 参加者：〇人 内 容：避難訓練	地域内
〇日	定例役員会	〇〇公民館
６月〇日	危険箇所等地域内巡視	地域内
〇日	クリーン作戦 参加者：〇人	地域内
〇日	河川清掃 参加者：〇人	〇〇川
〇日	定例役員会	〇〇公民館
７月〇日	グラウンドゴルフ大会 参加者：〇人	〇〇グラウンド
〇日	防犯パトロール 参加者：〇人 内 容：地域内巡視、防犯灯の確認	地域内
〇日	定例役員会	〇〇公民館
８月〇日	夏祭り 参加者：〇人 内 容：組対抗パフォーマンス大会、屋 台、ビンゴゲーム、花火	〇〇グラウンド
〇日	定例役員会	〇〇公民館
９月〇日	敬老会 参加者：〇人 内 容：漫才、手品、カラオケ	〇〇公民館
〇日	〇〇地区市民運動会 参加者：〇人 結 果：優勝	〇〇小学校 グラウンド
〇日	定例役員会	〇〇公民館
１１月〇日	人権学習会 参加者：〇人 内 容：演題「〇〇〇〇〇〇」	〇〇公民館

	講師 ○○ ○○○○ 氏	
○日	定例役員会	○○公民館
12月○日	防犯パトロール 参加者：○人 内 容：地域内巡視	地域内
○日	クリスマス会 参加者：○人 内 容：プレゼント交換	○○公民館
○日	定例役員会	○○公民館
令和○年1月○日	元旦マラソン大会 参加者：○人	○○公民館 前道路
○日	防火訓練 参加者：○人 内 容：消火訓練	○○グラウンド
○日	定例役員会	○○公民館
2月○日	定例役員会	○○公民館
3月○日	定例役員会	○○公民館

事業ごとにその目的や予算、対象者などを記載すると、「何のためにどのような事業を行っているのか」が分かりやすくなります。また、実績報告書にはその成果や課題が記載されるとより良いでしょう。



(3) 予算書・決算書例

〇〇自治会 令和〇年度予算書（例）

収入予算額 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 円
 支出予算額 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 円
 差 引 額 〇 円

【収入の部】

科 目	本年度 予算額 A	前年度 予算額 B	比 較 増 減 (A-B)	摘 要
1 繰越金				前年度繰越金
2 会 費				〇〇世帯×〇〇円×12か月
3 補助金				自治公民館改修補助金 ****円 公民館活動補助金 ****円
4 寄附金				〇〇氏より ****円
5 雑収入				公民館使用料 ****円 預金利息等 ****円
合 計				

【支出の部】

科 目	本年度 予算額 A	前年度 予算額 B	比 較 増 減 (A-B)	摘 要
1 報 酬				自治会長〇〇円、副自治会長〇〇円、会計〇〇円、監事〇〇円×2名、委員長〇〇円×〇名、組長〇〇円×〇名
2 会議費				総会費〇〇円、役員会費〇〇円
3 旅 費				自治会長旅費
4 事務費				
① 消耗品費				用紙代他
② 通信費				郵券料等
5 施設管理費				電気代〇〇円、上下水道料〇〇円、修繕料〇〇円
6 事業費				夏祭り〇〇円、敬老会〇〇円、運動会〇〇円、美化清掃活動〇〇円
7 助成金				子ども会〇〇円、老人会〇〇円
8 慶弔費				お祝い、香典
9 積立金				公民館大規模改修積立金
10 予備費				
合 計				

〇〇自治会 令和〇年度決算書

収入決算額 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 円
支出決算額 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 円
 差 引 額 〇 円

【収入の部】

科 目	予算額 A	決算額 B	比較増減 (A-B)	摘 要
1 繰越金				前年度繰越金
2 会 費				〇〇世帯×〇〇円×12か月
3 補助金				自治公民館修繕補助金 ****円 公民館活動補助金 ****円
4 寄附金				〇〇氏より ****円
5 雑収入				預金利息等
合 計				

【支出の部】

科 目	予算額 A	決算額 B	比較増減 (A-B)	摘 要
1 報 酬				会長〇〇円、副自治会長〇〇円、 会計〇〇円、監事〇〇円×2名、 各専門委員長〇〇円×〇名、組 長〇〇円×〇名
2 会議費				総会費〇〇円、役員会費〇〇円
3 旅 費				自治会長旅費
4 事務費				
①消耗品費				用紙代他
②通信費				郵券料等
5 施設管理費				電気代〇〇円、上下水道料〇〇 円、修繕料〇〇円
6 事業費				夏祭り〇〇円、敬老会〇〇円、 運動会〇〇円、美化清掃活動〇 〇円
7 助成金				子ども会〇〇円、老人会〇〇円
8 慶弔費				お祝い、香典
9 積立金				公民館大規模改修積立金
10 予備費				
合 計				

令和〇年〇〇月〇〇日

上記の会計監査を実施したところ、いずれも適正に処理されていたので報告いたします。

決算書に加えて、自治会の財産状況が分かる書類
 がつけられることもあります。

監 事 〇 〇 〇 〇 (印)
 監 事 〇 〇 〇 〇 (印)

(4) 書面表決での総会【第1章-5】

▶ 書面表決の進め方

①「総会開催日のお知らせ」「議案書」「書面表決書」を自会会
員に配布→②会員から「書面表決書」の提出→③総会（書面表決の
集計）を開催する→④総会の結果を会員にお知らせする

総会開催日のお知らせ(例)

令和●年●月●日

会 員 各 位

●●自治会
自治会長 ●● ●●

令和●年度 ●●自治会総会の開催について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から、●●自治会の活動に、多大なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年度の当自治会定期総会につきましては、感染症拡大防止の観点から、集会施設に多人数の方が集まることが適当ではありませんので、書面表決にて決議することといたします。

つきましては、添付の議案を審査いただき、「書面表決書」を令和●年●月●日までに自治会長宛てにご提出くださいますようお願いいたします。

ご多用の中、恐縮ですがよろしくお願いいたします。

なお、集計結果については改めてお知らせいたします。

記

1. 日時 令和●年●月●日（●） 午後●時●●分
2. 会場 ●●●●公民館
3. 議案 第1号 令和●年度事業報告・会計報告
第2号 令和●年度代表者の選出
第3号 令和●年度事業計画・収支予算

連絡先
自治会長 ●● ●●
電話 0795-00-0000

書面表決書(例)

書面表決書

●●自治会の各議案について下記のとおり表決します。

令和●年●月●日

住所 丹波市

氏名 印

記

第1号議案 令和●年度事業報告・会計報告	賛成	反対
第2号議案 令和●年度代表者の選出	賛成	反対
第3号議案 令和●年度事業計画・収支予算	賛成	反対

※賛成か反対のどちらかに○をつけてください。

総会の結果(例)

令和●年●月●日

会 員 各 位

●●自治会

自治会長 ●● ●●

●●自治会総会書面議決の結果について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から、●●自治会の活動に、多大なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年度の総会は書面での議決とし、令和●年度●月●日必着で書面表決書をご提出いただきました。

その結果について下記のとおりご報告いたします。

記

令和●年度 ●●自治会総会議決書

議 案	賛成	反対	無効
第1号 令和●年度事業報告・会計報告			
第2号 令和●年度代表者の選出			
第3号 令和●年度事業計画・収支予算			

結果

すべての議案について、過半数の賛成をもって可決されました。(例1)

第●号議案、第●号議案について、過半数の賛成をもって可決されました。(例2)

特記事項

●●●●●●●●

連絡先

自治会長 ●● ●●

電話 0795-00-0000

2 加入促進（Q&A） よくある質問と回答例 【第1章-6】

Q1 自治会とは何ですか？

A1 たまたま同じ区域に住むことになった人たちが、相互の親睦を図りながら、環境美化のための草刈、ごみステーションの維持管理や防犯のためのパトロール、防犯灯の設置管理など、様々な活動を行うことで、自分たちの地域を住み良いまちにしていこうための自主的な任意の団体です。

Q2 自治会に加入すると、どんなメリットがありますか？

A2 道路・側溝の改善、防犯灯の管理など、日常生活上の環境整備に係る問題等が的確に要望できるので、安全・安心なまちづくりにつなげていくことができます。また、市の広報紙などの行政情報のほかに、地域で作成する情報紙やチラシなどが配布されるので、各種の生活情報や身近なイベント情報が入手できます。

Q3 自治会に入らないといけないのですか？

A3 自治会への加入は、強制ではありませんが、防災・防犯、ごみステーションの管理など、生活に密着した問題には隣近所や自治会の助け合いが必要となるので、ぜひ加入してください。

Q4 自治会費は、いくらですか？また、どのような用途に使われていますか？

A4 自治会費は一ヶ月〇〇〇円で、その他に入会金として△△△△円、公民館の建替え準備金として毎月×××円をいただいております。
会費等の用途は、例えば、防犯灯の設置や維持費、日役やイベントの際の保険など自治会活動に係る費用に充てられています。

Q5 自治会費の減額制度はありますか？

- A5** ・定額制の場合⇒一度役員会で協議して、後日回答いたします。
・区分制の場合⇒・一人暮らしの高齢者世帯や新規加入者、単身世帯等、それぞれの立場に応じて金額の減額措置を行っています。
※ 会費の減免などは規約等に規定しておきましょう。

Q6 税金を払っているのだから、市役所が地域のことをしてくれるのではないのですか？

- A6** 近年では、住民ニーズが多様化し、地域での新たな課題も生まれ、市役所だけでの対応が難しくなっています。一方、自治会では、公共的課題解決を地域の自治活動として自主的に取り組んでいます。そこで、自治会と市が役割を分担しながら、実態に合った課題解決に住民が主体的に取り組む、市の手の届かない部分を自治会で補うことも必要になっています。

Q7 アパート暮らしのため、長くは住まないのですが。

- A7** 自治会で設置している防犯灯は安全の確保につながり、ごみステーションの管理や清掃活動は、住み良い生活につながるなど、自治会活動は気づかないところでみなさんの生活に役立っています。短期間でも何かのご縁で〇〇に住むことになったのですから、自治会に加入して仲良くやってみませんか。（以下、会費が区分制の場合）会費については、一人暮らしの高齢者世帯や新規加入者、単身世帯等、それぞれの立場に応じて金額の減額措置を行っています。



3 自主防災活動（Q&A） よくある質問と回答例【第1章-11】

Q1 自主防災組織の体制はどうすればいいですか？

A1 通常は、自治会長や副自治会長、組長等を中心に初期消火班、救出救護班、情報収集伝達班、避難誘導班、物資調達班などで構成されます。活動内容や必要人数などは自治会の実情に応じて、また訓練の成果や反省を通じて決めてはどうでしょう。しかし、この構成を固定したものとしなくて、臨機応変に運用することも大切です。

例えば、実際の災害時には集まった人から緊急な活動（まず初期消火や生き埋め者の救出活動など）に当たるようにするなどの柔軟な対応が必要です。

Q2 実際に災害が起きた時に、自主防災組織としてはどのように行動すればいいですか？

A2 災害の種別にもよりますが、台風等などの風水害の場合は、事前にテレビやラジオ、防災行政無線等で情報を収集し初動体制に備えましょう。丹波市においても、災害警戒本部や災害対策本部等を立ち上げ対応しますので、随時、市や消防団等と情報共有を図り、連携を取ることが重要です。ただし、大規模な災害である場合は過去の災害経験からも分かるように、行政等の災害対応能力が大きく低下し、指揮系統が混乱していることも考えられます。公助に全てを期待するのではなく、自助・共助における自分たちで判断し、対応していく組織体制を平常時から想定することが大切になってきます。



Q3 私のところでは、自治会の一部として自主防災組織を置いています、独自の規約などは必要ですか？

A3 自主防災組織が自治会の一部として置かれている場合、自治会の規約で自主防災組織について記述していても、自主防災組織の規約は独自に制定することが望ましいです。

なぜなら、自主防災組織は、組織・事業活動ともに大がかりなものとなりますので、自治会組織本体とは別に、設置運営されることが望ましいからです。また、会計についても同様に本会の一般会計とは別処理にしたほうがよいでしょう。

Q4 自主防災組織の役員は、自治会役員との兼務やあて職ではいけませんか？

A4 自治会役員が自主防災組織の役員を兼務している自治会が非常に多いと思いますが、そのために役員が1年または2年で交代したり、自治会本来の仕事に追われて自主防災組織の活動まで手が回らないことで自主防災組織の継続した活動が図られないとの指摘が多く聞かれます。そのため、自主防災組織のリーダー（複数の場合もある）は自治会とは別に、できるだけ防災関係に詳しい人を、できれば複数年任期であてることが望ましいです。

それが困難で兼務などになってしまう場合には、防災関係の知識を持った人に防災委員とかアドバイザーなどとして数年間関わってもらい、側面的な援助やアドバイスを受けられるようにしましょう。

ただし、役員等を兼ねない体制をとれた場合も、自主防災組織は自治会とは密接な関係が必要です。個々の自治会としてはそうたびたび災害に見舞われているわけではなく、住民も役員も災害対策活動だけで長期間緊張感を維持できるものではありません。地域住民の日常的な諸活動・行事などを通したふれあいの積み重ねが、いざ災害時の非常時に防災力の発揮につながります。

Q5 住民意識の高揚や役員確保が重要になってくると思いますが、それが難しいです。なにかよい方法がありますか？

A5 自主防災組織の設立、継続、活性化を図るには地域住民の意識の向上と併せてリーダーの確保にかかっているわけですが、それが最大の問題（壁）です。リーダーを務めるにはそれなりの知識や素養も必要ですが、それにこだわってばかりいれば適任者を見つけることは大変です。責任感がありやる気のある人がよいのですが、この職務を遂行するためにはある程度仕事や時間に余裕がある人でないと難しいかもしれません。退職等をされた方に対し、地域へ貢献できる有意義なボランティア活動として参加を促すことも一つの手法でしょう。

Q6 自主防災組織の活動事例などを紹介してください。

A6 避難訓練や簡単な消火訓練、防災関係職員による講習会の開催などが一般的な活動ですが、それ以外に比較的簡易で、どこでも取り組めそうな例を紹介します。

- ①要配慮者宅の家具の固定作業
- ②要介護者宅への定期的な声掛けと要望の聞き取り
- ③児童生徒も参加して、通学路や避難所までの安全ルートマップの作成と図上訓練
- ④応急手当の普及のための講習会の実施または集団で参加

全国的には比較的大がかりで継続している活動例も多くありますが、その取り組み方法を見ると、PTA活動、福祉活動、環境保護活動、防犯活動、地域のお祭りなど多くの住民が集まる機会をとらえ、そこに防災活動を組み込んでいる例が目立ちます。

4 役員等の引き継ぎ 【第1章-9】

役員が交代する場合は、自治会の運営に係るすべての物品・財産や重要書類を、旧役員から新役員に引き継ぐ必要があります。

あらかじめ、事務引き継ぎ書や物品目録等を作成しておき、新旧役員で確認をしたうえで、新旧役員が署名するとよいでしょう。事務引き継ぎ書は、同じものを3部作成し、新旧役員がそれぞれ1部保管するとともに、自治会保管分として1部作成しておくといよいでしょう。

引き継ぎのポイントや参考資料を掲載します。

▶ 引き継ぎの流れ

① 業務を整理 → ② 年間の行事・活動・役職を整理
→ ③ 活動の記録と気づいたことの記録 → ④ 引き継ぐ

① 業務を整理する

やるべきことを整理しやすくするために、業務や行事を書き出しておきます。業務を一覧にしたり、ファイルにまとめたりすると見る人が理解しやすくなります。

② 年間の行事・活動・役職を整理する

一年間の活動や行事を把握しておく、スケジュール調整がしやすくなり、いつから準備すべきかが明確になります。また、役員の数や任期、兼務した役などを記録しておき、一覧にして見やすくしておく、活動量が分かり、活動の検討や見直しへ繋ぎやすくなります。

③ 活動の記録と気づいたことの記録

活動をするにあたってどのような準備をし、その結果どうなったのかを残すことで、次に向けた活動へとつながります。上記②活動を整理することが難しい場合は、参加した行事の写真を撮影したり、気づいたことや感想の記録を取っておくだけでも、次に同じような活動をする際には大変参考になります。

④引き継ぐ

文書やデータでの引き継ぎだけでなく、新旧役員で十分にコミュニケーションを図って引き継ぎを行いましょう。

引き継ぎ後も、旧役員はサポート役として新役員の相談にのっている自治会もあります。

▶データでの引き継ぎポイント

- ・内容がわかりやすいファイル名にする
- ・データをシンプルにし、多くの人が使いやすいようにする
- ・データとともに印刷した資料を保管・引き継ぎし、データを開かずに確認できるようにする

(例)引き継ぎ書

下記の通り、〇〇〇〇業務を引き継ぎました。

前任者 職氏名_____ ⑩

後任者 職氏名_____ ⑩

引き継ぎ事項

<u>引き継ぎ資料・物品</u> ・年間資料綴り (規約、会員名簿、総会資料等) ・印鑑 ・預金通帳 ・集会場等の鍵 ・財産台帳	<u>主な業務</u> ・広報の配布 ・組長会(毎月20日) ・集会所の管理 ・各種補助金の申請 ・防災活動 ・自治会だよりの作成
<u>懸念事項・未着手事項</u> ・〇〇業務 課題： 意見：	<u>その他引き継ぎ事項</u>

自治会役員（輪番制などにより数年先の役員が決まっている場合）

	会長	副会長	会計	監事	メモ
令和〇年	大谷	吉田	千賀	有	副会長は翌年 会長になる
令和〇年	吉田	菊池	千賀	達治	
令和〇年	菊池	前田	鈴木	田中	
令和〇年	前田	藤浪	鈴木	松坂	

年間行事

月	行事	月	行事
4月		10月	
5月		11月	
6月		12月	
7月		1月	
8月		2月	
9月		3月	

活動の記録

日付	事業	良かった点・反省点

3月～6月にやること（市役所）

3月

✓	提出物	担当	締切
	新年度自治会役員名簿	〇〇課	4/7
	福祉委員名簿	〇〇課	4/7

4月

✓	提出物	担当	締切
	〇〇委員推薦用紙	〇〇課	6/30

5月

✓	提出物	担当	締切
	自治会長会総会の案内	〇〇課	5/5

6月

✓	提出物	担当	締切
	〇〇会費の協力依頼	〇〇	7/30

その他

✓	提出物	担当	締切
	広報の配布	〇〇	毎月20日

引き継ぎ事項チェックリスト（例）

- ☐ 役員名簿を更新しましたか？
- ☐ 書類を引き継ぎしましたか？（規約、組織図、役員名簿、本手引書など）
- ☐ 備品（集会所や倉庫の鍵）の管理場所について共有しましたか？
- ☐ 印鑑を引き継ぎましたか？
- ☐ 懸案事項について共有しましたか？
- ☐ 広報の配布の仕方を引き継ぎしましたか？
- ☐ 自治会放送のマニュアルを引き継ぎしましたか？
- ☐ 総会の準備や段取りは大丈夫ですか？
- ☐ 組長会の開催時期と協議事項を共有しましたか？
- ☐ 〇〇〇〇補助金について、申請時期や申請方法を共有しましたか？
- ☐ 認可地縁団体の変更申請を行いましたか？

- ☐ 上記の引き継ぎ事項について、新旧会長で確認しましたか？

5 防災行政無線を用いた自治会放送

丹波市では、防災行政無線を用いて自治会放送を行うシステムを導入しています。

自治会放送を行うには、（１）公民館に設置している簡易放送卓を用いる方法と、（２）携帯電話等を用いる方法の２手法があります。

（１）簡易放送卓から放送を行う場合

簡易放送卓を設置している自治会については、操作手順書を公民館に設置しています。簡易放送卓からは操作に関するガイダンスが流れますので、その内容に沿って自治会放送を行ってください。

【公民館に設置している簡易放送卓】

山南・青垣地域	柏原・氷上・春日・市島地域
	

（２）携帯電話等から放送を行う場合

防災行政無線（基地局）の電話回線に電話し、各自治会パスワードを入力することで自治会放送を行うことができます。

詳細な操作方法については、くらしの安全課（TEL 82-1532）までお問い合わせください。後日、操作手順書等のマニュアルを送付します。

放送時間帯について

市役所のお知らせは、（火・木・土曜日の午前7時00分、午後7時30分、午後8時00分）に放送されますので、その前後10分は自治会からの放送を行わないでください。

予約放送について

予約放送については、放送希望時間の1時間前までに「録音」又は「予約取消」を完了してください。

放送希望時間の1時間前を過ぎると「録音」又は「予約取消」の作業が実施できなくなります。

（例）10月20日、19時50分に予約放送を行いたい場合

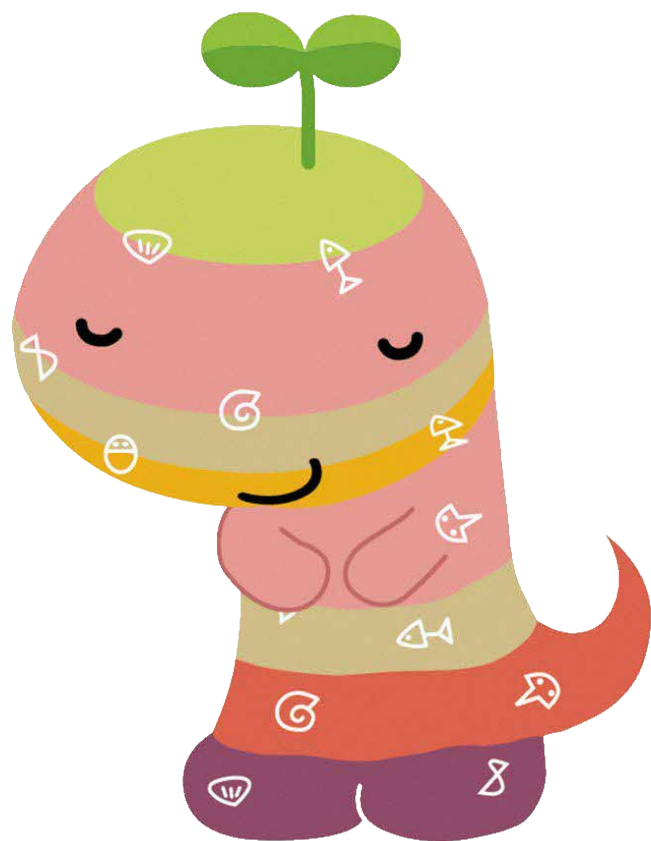
⇒10月20日、18時49分までに放送の予約を完了してください。

丹波市自治会活動手引書見直し検討委員会 委員名簿

役 職	氏 名	備 考
委員長	十倉 善隆	丹波市自治会長会 監事 葛野報徳自治振興会 会長
副委員長	山川 茂則	丹波市自治会長会 会計 黒井地区自治会長会 会長
委員	鈴木 守	丹波市自治会長会 理事 新井自治協議会 会長
委員	前田 進	丹波市自治会長会 理事 遠阪地区自治会長会 会長 杉谷自治会 自治会長
委員	清水 邦泰	丹波市自治会長会 理事 久下自治振興会 会長
委員	洲上 利美	丹波市自治会長会 理事 美和地区自治振興会 会長
オブザーバー	大野 亮祐	丹波市自治会長会 会長 上中町自治会 自治会長

丹波市自治会活動手引書見直し検討委員会 会議日程

	日時・場所	内 容
第1回	令和5年6月27日（火） 13時30分～15時20分 於：氷上住民センター	1 正副委員長の選出 2 委員会設立趣旨について 3 手引書の構成検討
第2回	令和5年8月30日（水） 13時30分～14時50分 於：氷上住民センター	1 第1回検討会の振返り 2 手引書の構成検討
第3回	令和5年11月8日（水） 13時30分～15時50分 於：氷上住民センター	1 第2回検討会までの振返り 2 地域再生アドバイザーによる事例紹介 3 手引書の構成検討
第4回	令和6年1月22日（月） 13時30分～14時30分 於：氷上住民センター	1 これまでの振返り 2 手引書改訂版（素案）の意見交換



丹波市自治会活動手引書

第1版 平成26年3月
第2版 平成30年10月
第3版 令和4年11月
第4版 令和6年3月

《発行》 丹波市自治会長会 丹波市

《編集》 丹波市自治会長会
丹波市自治会手引書見直し検討委員会
丹波市まちづくり部市民活動課

《連絡先》

〒669-3692

兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地
丹波市まちづくり部市民活動課内 丹波市自治会長会事務局
TEL：0795-82-0409（ダイヤルイン）

※この手引書は、下記ホームページよりダウンロードできます。
丹波市ホームページ <http://www.city.tamba.lg.jp>